



STAM インデックスシリーズ

# STAM グローバル株式インデックス・オープン

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

◆設定・運用は



住信アセットマネジメント株式会社

この冊子の前半部分は「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の投資信託説明書（交付目論見書）であり、後半部分は「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

本ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

# STAM グローバル株式インデックス・ オープン

追加型投信/海外/株式/インデックス型

投資信託説明書  
( 交付目論見書 )

2010.7.30



住信アセットマネジメント株式会社

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の募集については、委託者は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 1 月 29 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 1 月 30 日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定にもとづき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から請求された場合に交付されます。また、投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付を請求した場合には、投資家は自ら交付請求したことを記録しておいてください。なお、投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目については 37 頁をご参照ください。
4. 投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている情報については、委託者のホームページ等によっても入手することが可能です。

< 有価証券届出書の表紙記載項目 >

有価証券届出書提出日	: 平成 22 年 1 月 29 日
発行者名	: 住信アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	: 取締役社長 平田 誠一
本店の所在の場所	: 東京都中央区八重洲 2 丁目 3 番 1 号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: STAM グローバル株式インデックス・オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	: 上限 3,000 億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当ありません。

投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

投資信託は、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

本ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）を十分にお読みいただき、商品の内容・リスクをご理解のうえ、お申込みください。

## 記

### 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、マザーファンドを通じて主に株式等を実質的な投資対象としますので、組入株式等の価格の下落（MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標としているため、同指数の下落を含みます。）や、株式等の発行者の経営・財務状況の変化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「為替リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」などがあります。

詳しくは、本投資信託説明書（交付目論見書）の「 - 2 - (4)投資リスクおよびリスク管理体制」をご覧ください。

### 当ファンドに係る手数料等について

#### 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.10%（税抜2.00%）を上限として指定販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは指定販売会社にご確認ください。

#### 換金（解約）手数料

ありません。

#### 信託財産留保金

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額とします。

信託報酬（投資信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。）

当ファンドの純資産総額に年0.63%（税抜年0.60%）の率を乗じて得た額とします。

#### その他の費用

証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用（各々必要な場合には消費税等を含みます。）等を実費として（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）投資信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、本投資信託説明書（交付目論見書）の「 . ご投資の手引き」をご覧ください。なお、当該手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 投資信託説明書（交付目論見書）の概要

### STAM グローバル株式インデックス・オープン

本概要は、投資信託説明書（交付目論見書）本文の内容を要約したもので、投資信託説明書（交付目論見書）の一部です。詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文の該当箇所をご覧ください。

商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型
本ファンドの目的	主として「住信 外国株式インデックス マザーファンド」（以下本概要において「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下本概要において「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンド受益証券
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>
本ファンドの有する諸リスク	<p>本ファンドは、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>本ファンドは、マザーファンドを通じて株式に投資を行います。組み入れた株式の価格は、発行企業の業績や国内外の経済情勢等により変動します。株式の価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を株式に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>本ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資を行います。通貨の価格変動等の影響により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。例えば、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円高となった場合は円建の評価額が減価し、基準価額が下落する場合があります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>マザーファンドを通じて外貨建資産への投資を行う場合、当該国・地域の政治・経済、社会制度、対外関係等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。</p> <p>マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。また、マザーファンドおよび本ファンドが、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。</p>

	<p>本ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の下落により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>本ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）への連動を目指しますが、本ファンドへの入出金の影響、組入比率が 100%でない影響、本ファンドの銘柄ごとの組入比率と MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の構成銘柄のウェイトが異なること、売買コストや信託報酬等の影響などから、ベンチマークから乖離する可能性があります。</p> <p>本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドによる多額の追加設定および一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変更等により、基準価額が大きく変動し、結果として投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。</p>
お 申 込 期 間	<p>継続募集期間</p> <p>平成 22 年 1 月 31 日から平成 23 年 1 月 30 日まで</p> <p>上記継続募集期間は、期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。</p>
お 取 扱 い コ ー ス	<p>一般コース</p> <p>収益の分配がなされた場合に分配金（税引後）を受領するコースです。</p> <p>自動けいぞく投資コース</p> <p>分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されるコースです。</p> <p>指定販売会社によってお取り扱いコースが異なる場合があります。なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。</p>
お 買 付 単 位	<p>委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。</p>
お 買 付 価 額 （ 販 売 価 額 ）	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額</p>
申 込 手 数 料 （ 1 口 当 たり ）	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額（有価証券届出書提出日現在、上限 2.10%（税抜 2.00%））</p>
ご 換 金 単 位	<p>委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。</p>
ご 換 金 価 額	<p>ご解約による場合は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保金（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.05%）を控除した額</p> <p>買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。</p>
ご 換 金 の お 支 払 い 期 日	<p>ご解約による場合は、解約請求受付日より起算して 5 営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。</p> <p>買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。</p>
お 買 付 ・ ご 換 金 の 受 付	<p>原則として、指定販売会社の営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、当該お申込みを受け付けませんのでご注意ください。</p>
信 託 財 産 留 保 金	<p>解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.05%の率を乗じた金額</p>
決 算 日	<p>原則として毎年 5 月、11 月の 10 日（休業日の場合は翌営業日）</p>

収 益 分 配	経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下本概要において「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額を分配対象額の範囲とし、委託者が基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。													
信 託 期 間	平成 20 年 1 月 9 日から原則無期限													
クローズド期間	ありません。													
信 託 報 酬	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">信託報酬総額 (純資産総額に対して)</th> <th colspan="3">配分 (純資産総額に対して)</th> </tr> <tr> <th>委託者</th> <th>指定販売会社</th> <th>受託者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.6300% (税抜 0.60%)</td> <td>年率 0.2415% (税抜 0.23%)</td> <td>年率 0.3255% (税抜 0.31%)</td> <td>年率 0.0630% (税抜 0.06%)</td> </tr> </tbody> </table>			信託報酬総額 (純資産総額に対して)	配分 (純資産総額に対して)			委託者	指定販売会社	受託者	年率 0.6300% (税抜 0.60%)	年率 0.2415% (税抜 0.23%)	年率 0.3255% (税抜 0.31%)	年率 0.0630% (税抜 0.06%)
信託報酬総額 (純資産総額に対して)	配分 (純資産総額に対して)													
	委託者	指定販売会社	受託者											
年率 0.6300% (税抜 0.60%)	年率 0.2415% (税抜 0.23%)	年率 0.3255% (税抜 0.31%)	年率 0.0630% (税抜 0.06%)											
委 託 者 へ の お 問 い 合 わ せ 先	住信アセットマネジメント株式会社 ホームページ : <a href="http://www.sumishinam.co.jp/">http://www.sumishinam.co.jp/</a> フリーダイヤル : 0120-417434 (受付時間は営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時とします。)													

ご投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを充分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

## 【目 次】

．ファンドの内容	1
1．基本情報	1
2．ファンドの特色	4
(1)本ファンドの基本的性格および特色	4
(2)運用方針等	7
投資方針	7
主な投資対象	9
主な投資制限	9
配分方針	12
(3)運用体制	13
(4)投資リスクおよびリスク管理体制	14
3．運用の状況	17
(1)運用状況	17
(2)財務ハイライト情報	23
．ご投資の手引き	25
1．お買付時	25
2．ご換金時	28
3．管理および運営等	30
．その他	35
1．委託会社等の概況	35
2．内国投資信託受益証券事務の概要	36
3．投資信託説明書（請求目論見書）の項目	37

投資信託約款

用語解説

## ．ファンドの内容

### 1．基本情報

#### (1) ファンドの名称

STAM グローバル株式インデックス・オープン

(以下「本ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

#### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

本ファンドは、格付は取得していません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(9)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である住信アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### (3) 発行価額の総額

3,000億円を上限とします。

#### (4) 信託期間

平成20年1月9日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。

(原則無期限)

#### (5) クローズド期間

ありません。

#### (6) 計算期間

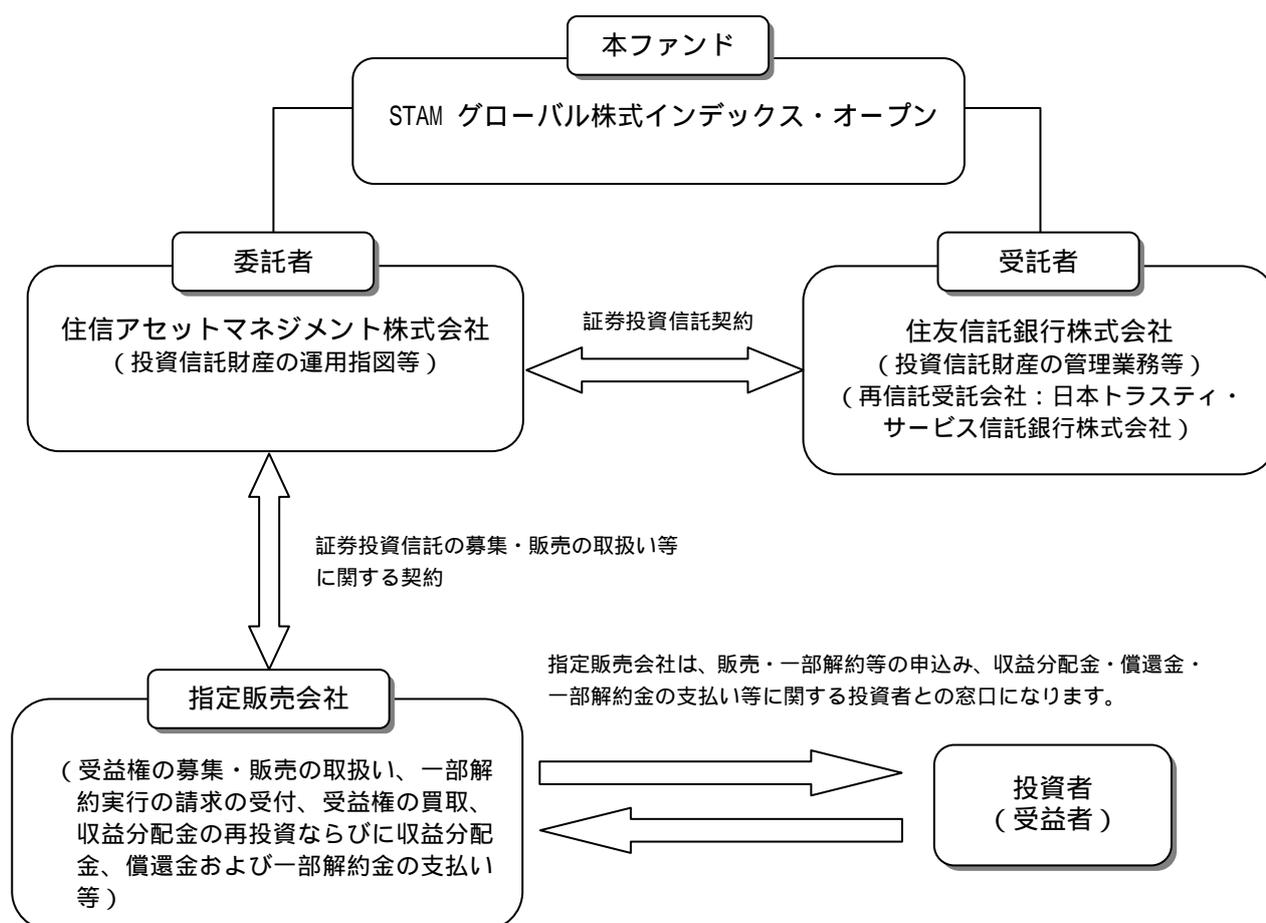
原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。

(第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。)ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (7) 信託金の限度額

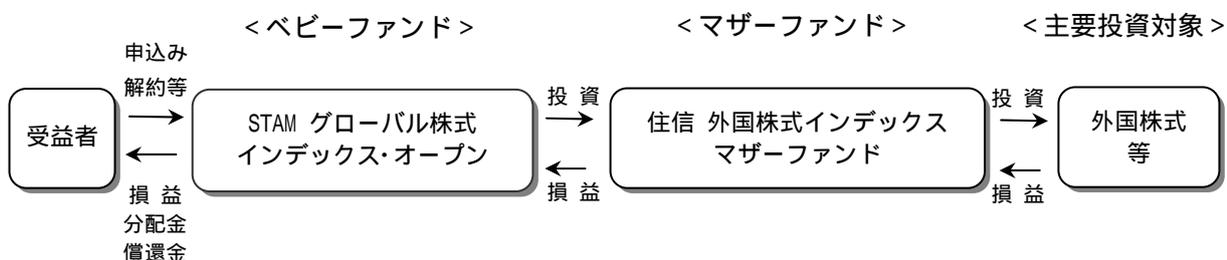
3,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(8)ファンドの関係法人図



委託者が関係法人と締結している契約等の概要については、「 .その他 1.委託会社等の概況 (4)委託会社が関係法人と締結している契約等の概要」に記載されている通りです。

本ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、受益者から投資された資金をベビーファンド（本ファンド）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（住信 外国株式インデックス マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



(9)振替機関に関する事項

株式会社証券保管振替機構

(10)その他

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(9)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(9)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステムの帳簿（振替口座簿）への記載・記録によって行われますので、やむを得ない事情等がある場合を除き、受益証券は発行されません。

## 2. ファンドの特色

### (1)本ファンドの基本的性格および特色

本ファンドは、主として「住信 外国株式インデックス マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。)への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### 【ファンドの特色】

##### 1.日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。

本ファンドは、主として「住信 外国株式インデックス マザーファンド」を通じて、原則として日本を除く世界の株式に分散投資します(ファミリーファンド方式)。  
・原則として為替ヘッジは行いません。

##### 2.代表的な外国株価指数に連動する投資成果を目指します。

日本を除く世界の株式市場全体の動きをとらえ、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)と連動する投資成果を目指します。

##### 3.住友信託銀行の投資助言を受けます。

マザーファンドの運用にあたっては、企業年金の運用等で国内外から定評のある住友信託銀行からモデルポートフォリオの提示等の投資助言を受けます。

---

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)」とは、MSCI 社が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値および MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の商標は、MSCI 社の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用など MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)に関するすべての権利および MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の商標に関するすべての権利は MSCI 社が有しています。

MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値の算出もしくは公表の停止または MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の商標の使用もしくは MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また MSCI 社は、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、当該ファンドの基準価額と MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値が著しく乖離することがあります。

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、MSCI 社により提供、保証または販売されるものではありません。

MSCI 社は、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の購入者または公衆に対し、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の説明、投資のアドバイスをする義務はありません。

MSCI 社は、委託者または「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の購入者のニーズを、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

前記の項目に限らず、MSCI 社は「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

【ファンドの商品分類】

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。  
 本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ  
 (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信  <b>追加型投信</b>	国内  <b>海外</b>  内外	<b>株式</b> 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	<b>インデックス型</b>  特殊型

(注) 本ファンドが該当する商品分類を反転表示しています。

[ 分類における定義 ]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  <b>年2回</b>  年4回	<b>グローバル (日本を除く)</b>  日本	<b>ファミリー ファンド</b>	あり ( )	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア  オセアニア			
不動産投信  <b>その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))</b>	日々  その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	<b>なし</b>	<b>その他 (MSCI コクサイ・ インデックス(除 く日本、円ベー ス))</b>
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注) 本ファンドが該当する属性区分を反転表示しています。

[ 区分における定義 ]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを用います。) 実質的に主として株式 一般(大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。)に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を除きます。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他 (MSCI コクサイ・イン デックス(除く日 本、円ベース))	目論見書または投資信託約款において、日経 225 または TOPIX にあてはまらない指数(本ファンドにおいては、MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、円ベース))に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

## (2)運用方針等

### 投資方針

#### (イ)基本方針

本ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

#### (ロ)投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2)株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。
- 3)実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- 4)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所 等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

---

「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

(参考)「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

原則として、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）を構成している国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

原則として MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）を構成している国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

株式の組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、および通貨に係る先物オプション取引と類似の取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

主な投資対象（詳しくは投資信託約款をご参照ください。）

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

#### 主な投資制限

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限（詳しくは投資信託約款をご参照ください。）

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 5) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 7) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- 8) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）
- 9) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
  1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに

掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)また、委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。(投資信託約款第23条)

- 11) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図することができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。(投資信託約款第24条)
- 12) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産(以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。)の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。(投資信託約款第25条)
- 13) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。(投資信託約款第26条)
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 14) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属すると

みなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないもの  
とします。(投資信託約款第 28 条)

- 15) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払  
資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的と  
して、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場  
を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等  
の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者  
への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間ま  
たは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日ま  
での間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金  
の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売  
却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、  
借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。また、  
収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営  
業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信  
託財産中より支弁します。(投資信託約款第 34 条)

前記 1) から 7) における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、  
本ファンドの投資信託財産に属する前記 1) から 7) に掲げる各資産の時価総額とマザーファンドの  
投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなし  
た額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、  
本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資  
信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記 11)、  
12) および 14) における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

#### (ロ) 法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、  
受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図  
その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一の法人の発行する株式への投資制限 > (投資信託及び投資法人に関する法律)

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一法人の  
発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に 100 分の  
50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指  
図してはならない。

< デリバティブ取引に係る投資制限 > (金融商品取引業等に関する内閣府令)

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動そ  
の他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法に  
より算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ  
取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付  
債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

## 分配方針

### (イ) 分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、収益分配を行います。

#### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益<sup>1</sup>（みなし配当等収益<sup>2</sup>を含みます。）および売買益<sup>3</sup>等の全額とします。

#### 2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

#### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

### (ロ) 収益の分配

1) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 投資信託財産に属する配当等収益とみなし配当等収益との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含みます。）信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買益は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

---

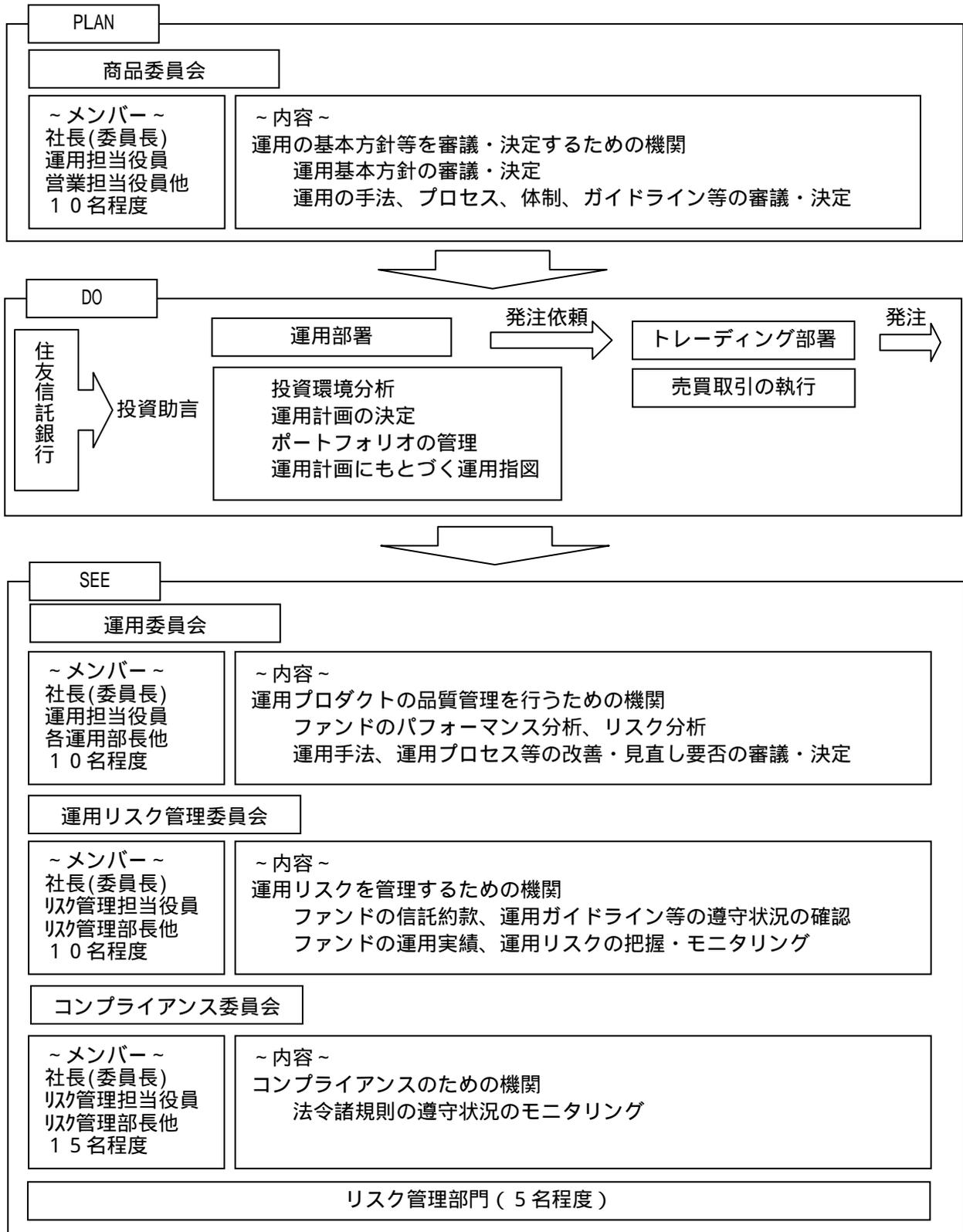
1 「配当等収益」とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。

2 「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

3 「売買益」とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。以下同じ。

(3)運用体制

実質的な運用を行うマザーファンドの運用体制は、以下の通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様の運用体制となっております。記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。



[ PLAN(計画) ]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、投資企画部長、営業企画部長等 10 名程度で構成される商品委員会において決定されます。

[ DO(実行) ]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

[ SEE(検証) ]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等 10 名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等 15 名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。(5 名程度)

(4)投資リスクおよびリスク管理体制

投資リスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。従いまして、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。

(イ)本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

(ロ)本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因としては、主として次のようなものがあります。

1)価格変動リスク

・本ファンドは、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

(株価変動リスク)

・本ファンドは、マザーファンドを通じて株式に投資を行います。組み入れた株式の価格は、発行企業の業績や国内外の経済情勢等により変動します。株式の価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を株式に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

## 2)為替リスク

- ・本ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資を行います。通貨の価格変動等の影響により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。例えば、マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円高となった場合は円建の評価額が減価し、基準価額が下落する場合があります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

## 3)カントリーリスク

- ・マザーファンドを通じて外貨建資産への投資を行う場合、当該国・地域の政治・経済、社会制度、対外関係等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を外貨建資産に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

## 4)信用リスク

- ・マザーファンドを通じて組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの資産をマザーファンド受益証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。また、マザーファンドおよび本ファンドが、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

## 5)その他のリスク

- ・本ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の下落により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ・本ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）への連動を目指しますが、本ファンドへの入出金の影響、組入比率が100%でない影響、本ファンドの銘柄ごとの組入比率とMSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）の構成銘柄のウェイトが異なること、売買コストや信託報酬等の影響などから、ベンチマークから乖離する可能性があります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドによる多額の追加設定および一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変更等により、基準価額が大きく変動し、結果として投資元本を割り込むことがあります。
- ・本ファンドのご換金の請求は、指定販売会社において毎営業日受け付けますが、ご換金の請求日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクストパリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する場合は、当該請求を受け付けませんのでご注意ください。ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクストパリ証券取引所、ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

## リスク管理体制

### (イ) 投資リスクに関する管理基準

基本方針を遵守した運用を行うため、ファンドごとにリスク管理項目を規定しています。

運用の基本方針	投資信託約款等にしたがって、ファンド運用上遵守すべき基本事項を定めたもの
運用ガイドライン	運用の基本方針にもとづき、運用目標やリスク管理目標等の、ファンドの運用管理基準を定めたもの

#### 【マザーファンドのリスク管理基準】

- ・リスクモデルを活用したリスク分析を行います。

〔項目〕推定トラッキングエラー

リスクインデックス

セクター

国

通貨

システムティックリスク要因

- ・パフォーマンスの要因分析を行います。

〔項目〕トラッキングエラー実績値

為替評価日格差要因

マザーファンドの資金動向要因 等

- ・分析結果は、月次で運用リスク管理委員会に報告されており、客観的なチェックが行われております。

### (ロ) リスク管理体制

明確な PLAN-DO-SEE プロセスにより、投資リスクの管理を行っています。

実質的な運用を行うマザーファンドのリスク管理体制は、前記「(3)運用体制」に記載されている通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様のリスク管理体制となっております。

---

「トラッキングエラー」とは、運用のリターンとベンチマーク等とがどの程度乖離しているかを示す指標をいいます。以下同じ。

### 3. 運用の状況

#### (1) 運用状況 投資状況

(平成22年5月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
住信 外国株式インデックス マザーファンド	日本	9,375,106,188	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		35,707	0.00
合計(純資産総額)		9,375,141,895	100.00

(注)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

#### 住信 外国株式インデックス マザーファンドの投資状況

(平成22年5月31日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	59,869,958,926	52.66
	イギリス	10,385,110,762	9.14
	カナダ	6,339,275,486	5.58
	フランス	5,011,606,183	4.41
	スイス	4,682,442,313	4.12
	オーストラリア	4,243,029,149	3.73
	ドイツ	4,214,171,045	3.71
	オランダ	2,548,203,362	2.24
	スペイン	1,921,101,600	1.69
	イタリア	1,508,072,327	1.33
	スウェーデン	1,505,495,015	1.32
	香港	1,074,746,047	0.95
	シンガポール	822,929,629	0.72
	フィンランド	602,128,093	0.53
	アイルランド	580,852,861	0.51
	バミューダ	579,717,122	0.51
	デンマーク	539,354,978	0.47
	ベルギー	523,868,536	0.46
	アンティル	411,359,124	0.36
	イスラエル	400,449,136	0.35
	ノルウェー	374,863,024	0.33
	ルクセンブルグ	290,004,377	0.26
	オーストリア	174,965,552	0.15
	ケイマン島	167,348,030	0.15
	ギリシャ	153,832,425	0.14
	ポルトガル	142,462,646	0.13
	ジャージー	73,548,391	0.06
	ニュージーランド	56,703,279	0.05
	パナマ	31,282,101	0.03
	マン島	26,950,929	0.02
リベリア	24,737,522	0.02	
キプロス	16,344,813	0.01	
モーリシャス	14,723,699	0.01	
ガーンジー	13,119,721	0.01	

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
	小計	109,324,758,203	96.17
投資信託受益証券	カナダ	165,330,760	0.15
	パナマ	103,234,481	0.09
	小計	268,565,241	0.24
投資証券	アメリカ	1,023,438,885	0.90
	オーストラリア	316,366,656	0.28
	フランス	136,024,136	0.12
	イギリス	129,430,088	0.11
	香港	32,297,507	0.03
	シンガポール	30,207,532	0.03
	オランダ	17,030,344	0.01
	カナダ	13,302,858	0.01
	小計	1,698,098,006	1.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,390,595,281	2.10
合計(純資産総額)		113,682,016,731	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産(平成 22 年 5 月 31 日現在)

(イ) 投資有価証券の主要銘柄

1) 投資有価証券の主要銘柄

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	住信 外国株式インデックス マザーファンド	11,029,536,692	0.8742	9,642,509,905	0.8500	9,375,106,188	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

2) 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

3) 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(ロ) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(ハ) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

住信 外国株式インデックス マザーファンドの投資資産

(イ) 投資有価証券の主要銘柄

1) 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギー	316,822	6,299.93	1,995,959,122	5,520.60	1,749,048,356	1.54
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	60,851	12,707.24	773,248,526	23,481.27	1,428,859,344	1.26
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	529,689	1,871.00	991,048,159	2,355.79	1,247,840,286	1.10
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	194,913	4,833.75	942,162,206	5,578.12	1,087,249,643	0.96
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	716,000	1,210.65	866,827,963	1,492.91	1,068,929,646	0.94
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	87,170	9,572.01	834,392,278	11,437.49	997,006,055	0.88
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	185,150	4,999.33	925,627,752	5,323.37	985,622,510	0.87
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	674,733	1,122.78	757,580,724	1,437.21	969,739,357	0.85
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	銀行	1,169,167	720.97	842,943,602	827.62	967,636,210	0.85
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	267,213	3,374.68	901,760,659	3,614.04	965,721,089	0.85
スイス	株式	NESTLE SA REGISTERED	食品・飲料・タバコ	232,687	3,122.90	726,660,062	4,140.14	963,359,083	0.85
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	134,771	6,038.65	813,835,606	6,745.06	909,039,788	0.80
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	398,599	2,247.40	895,814,119	2,218.83	884,424,614	0.78
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	331,018	2,288.50	757,537,271	2,619.68	867,162,525	0.76
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	1,259,516	668.81	842,377,939	652.29	821,575,786	0.72
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	384,220	1,699.27	652,895,931	2,114.73	812,525,249	0.71
アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	541,563	1,296.42	702,094,179	1,390.65	753,125,289	0.66
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	370,689	1,443.31	535,020,981	1,955.86	725,015,861	0.64
アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	16,365	37,645.50	616,068,722	44,301.78	724,998,724	0.64
アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	153,409	4,527.27	694,523,967	4,616.63	708,233,143	0.62
オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	225,210	2,631.44	592,628,248	3,013.16	678,593,853	0.60
アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	157,971	3,194.07	504,570,883	4,201.17	663,663,515	0.58
アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	139,217	4,299.61	598,579,839	4,693.33	653,391,879	0.57
イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	3,530,942	154.95	547,147,112	182.12	643,066,261	0.57
アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	204,971	2,360.77	483,890,176	3,076.23	630,538,738	0.55
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	109,210	4,736.45	517,268,192	5,742.48	627,136,885	0.55
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	141,832	4,483.22	635,864,377	4,278.74	606,863,244	0.53

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
スイス	株式	ROCHE HOLDING GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	47,146	11,383.90	536,705,661	12,562.39	592,266,816	0.52
スイス	株式	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	141,598	3,416.44	483,762,054	4,148.03	587,353,601	0.52
オランダ	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	237,932	2,174.65	517,418,827	2,403.26	571,812,672	0.50

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## 2)投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.17
投資信託受益証券	0.24
投資証券	1.49
合計	97.90

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 3)投資株式の業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	10.98
		素材	7.01
		資本財	7.25
		商業・専門サービス	0.68
		運輸	1.73
		自動車・自動車部品	1.04
		耐久消費財・アパレル	1.27
		消費者サービス	1.41
		メディア	2.56
		小売	2.72
		食品・生活必需品小売り	2.57
		食品・飲料・タバコ	6.10
		家庭用品・パーソナル用品	1.87
		ヘルスケア機器・サービス	2.95
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.34
		銀行	8.51
		各種金融	5.85
		保険	3.93
		不動産	0.57
		ソフトウェア・サービス	5.34
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.78		
電気通信サービス	3.99		
公益事業	4.06		
半導体・半導体製造装置	1.65		
合計			96.17

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## (ロ)投資不動産物件

該当事項はありません。

(八) その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	S&P 500 FUTU	シカゴ商業取引所	買建	アメリカドル	92	25,572,411	25,035,500	2,285,991,505	2.01
	FTSE 100	ロンドン国際 金融先物オブ ション取引所	買建	イギリスポンド	65	3,419,820	3,371,550	444,471,436	0.39
	S&P/TSE 60	モントリオール取引所	買建	カナダドル	19	2,609,300.5	2,604,520	225,916,064	0.20
	SPI 200 FUTU	シドニー先物 取引所	買建	オーストラリア ドル	31	3,497,298	3,461,150	267,616,118	0.24
	DJ EURO STOXX	ユーレック ス・ドイツ金 融先物取引所	買建	ユーロ	228	6,044,994	5,943,960	666,912,312	0.59
	SWISS MKT IX	ユーレック ス・チューリ ッヒ取引所	買建	スイスフラン	29	1,835,842	1,833,380	144,580,346	0.13

(注) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

運用実績

(イ) 純資産の推移

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期計算期間末 (平成20年 5月12日)	(分配付)	829,042,872	(分配付)	0.9404
	(分配落)	829,042,872	(分配落)	0.9404
第2期計算期間末 (平成20年11月10日)	(分配付)	2,206,604,984	(分配付)	0.5654
	(分配落)	2,206,604,984	(分配落)	0.5654
第3期計算期間末 (平成21年 5月11日)	(分配付)	4,749,216,026	(分配付)	0.5769
	(分配落)	4,749,216,026	(分配落)	0.5769
第4期計算期間末 (平成21年11月10日)	(分配付)	8,337,998,711	(分配付)	0.6522
	(分配落)	8,337,998,711	(分配落)	0.6522
第5期計算期間末 (平成22年 5月10日)	(分配付)	9,289,397,097	(分配付)	0.6361
	(分配落)	9,289,397,097	(分配落)	0.6361
平成 21 年 5 月末日		5,095,818,569		0.5642
6 月末日		5,791,356,839		0.5719
7 月末日		6,589,872,460		0.6111
8 月末日		7,108,567,523		0.6242
9 月末日		7,543,974,957		0.6318
10 月末日		8,114,300,330		0.6440
11 月末日		8,045,024,071		0.6249
12 月末日		8,820,087,560		0.6779
平成 22 年 1 月末日		8,424,606,696		0.6286
2 月末日		8,838,655,837		0.6272
3 月末日		9,994,119,306		0.6986
4 月末日		10,350,841,858		0.7135
5 月末日		9,375,141,895		0.6183

(ロ) 分配の推移

期 間	1 口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成20年 1月9日～平成20年 5月12日)	0.0000
第2期計算期間(平成20年 5月13日～平成20年 11月10日)	0.0000
第3期計算期間(平成20年 11月11日～平成21年 5月11日)	0.0000

期 間	1口当たりの分配金(円)
第4期計算期間(平成21年5月12日～平成21年11月10日)	0.0000
第5期計算期間(平成21年11月11日～平成22年5月10日)	0.0000

(八) 収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(平成20年1月9日～平成20年5月12日)	6.0
第2期計算期間(平成20年5月13日～平成20年11月10日)	39.9
第3期計算期間(平成20年11月11日～平成21年5月11日)	2.0
第4期計算期間(平成21年5月12日～平成21年11月10日)	13.1
第5期計算期間(平成21年11月11日～平成22年5月10日)	2.5

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

## (2)財務ハイライト情報

以下の情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

本ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

### STAM グローバル株式インデックス・オープン

#### (イ) 貸借対照表

(単位：円)

	第4期 (平成21年11月10日現在)	第5期 (平成22年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,225,624	63,414,054
親投資信託受益証券	8,334,176,075	9,285,919,589
未収利息	97	106
流動資産合計	8,377,401,796	9,349,333,749
資産合計	8,377,401,796	9,349,333,749
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,624,039	24,624,004
未払受託者報酬	2,076,177	2,843,980
未払委託者報酬	23,529,918	32,231,732
その他未払費用	172,951	236,936
流動負債合計	39,403,085	59,936,652
負債合計	39,403,085	59,936,652
純資産の部		
元本等		
元本	12,784,692,129	14,604,400,107
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,446,693,418	5,315,003,010
(分配準備積立金)		(621,066,609)
元本等合計	8,337,998,711	9,289,397,097
純資産合計	8,337,998,711	9,289,397,097
負債純資産合計	8,377,401,796	9,349,333,749

## (口) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第4期 (自平成21年5月12日 至平成21年11月10日)	第5期 (自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
営業収益		
受取利息	12,236	15,678
有価証券売買等損益	921,371,035	203,296,837
営業収益合計	921,383,271	203,281,159
営業費用		
受託者報酬	2,076,177	2,843,980
委託者報酬	23,529,918	32,231,732
その他費用	172,951	236,936
営業費用合計	25,779,046	35,312,648
営業利益又は営業損失( )	895,604,225	238,593,807
経常利益又は経常損失( )	895,604,225	238,593,807
当期純利益又は当期純損失( )	895,604,225	238,593,807
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	50,340,170	38,932,621
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,483,332,814	4,446,693,418
剰余金増加額又は欠損金減少額	879,703,872	869,992,199
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	879,703,872	869,992,199
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,688,328,531	1,460,775,363
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	2,688,328,531	1,460,775,363
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,446,693,418	5,315,003,010

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第4期 (自平成21年5月12日 至平成21年11月10日)	第5期 (自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

## ご投資の手引き

### 1. お買付時

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (1) 申込期間

##### 継続募集期間

平成 22 年 1 月 31 日から平成 23 年 1 月 30 日まで

( 継続募集を行う期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することによって更新されます。)

取得のお申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、取得のお申込みを受け付けないものとし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所、ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

#### (2) 申込取扱場所ならびに払込取扱場所

委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

#### (3) お取り扱いコース

##### 一般コース

収益の分配がなされた場合に分配金（税引後）を受領するコースです。

##### 自動けいぞく投資コース

分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されるコースです。

指定販売会社によってお取り扱いコースが異なる場合があります。なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。

(4)販売価額（発行価格）(受益権1口当たり)

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>1</sup>とします。

(5)申込単位

委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

(6)申込手数料（受益権1口当たり）

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。有価証券届出書提出日現在の申込手数料率の上限は2.10%（税抜<sup>2</sup>2.00%）です。申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

「償還乗換え<sup>3</sup>」により本ファンドの受益権の取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する部分について、指定販売会社が前記に定める申込手数料率を優遇して適用する場合があります。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求による売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、前記に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

---

1「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより、日々変動します。なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口当たりに換算した価額で行われます。また、委託者および指定販売会社で入手できますので、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

2「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。以下同じ。

3「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金またはご解約金を含みます。なお、追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。）をもって、その支払いを行った指定販売会社で本ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。この場合、指定販売会社は償還金の支払いを受けたことを証する書面の提出を求められることがあります。

(7) 払込期日

取得申込者は、取得申込みに係る金額を指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、なお、本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

(8) その他

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 2. ご換金時

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

### (1) ご換金の方法

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。ご換金の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、ご換金の請求を受け付けられないものとしします。ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所、ニューヨークおよびロンドンの銀行の休業日については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

### (2) ご換金価額（受益権 1 口当たり）

ご解約による場合は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.05% の率を乗じて得た額を信託財産留保金 として控除した価額（解約価額）としします。

$$\begin{aligned} \text{解約価額} &= \text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} - \text{信託財産留保金} \\ &= \text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} - (\text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} \times 0.05\%) \end{aligned}$$

買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。

### (3) お受取金額（受益権 1 口当たり）

ご解約による場合は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額となります。

買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。

### (4) ご換金単位

委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

### (5) 換金（解約）手数料

ありません。

---

「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(6)お支払い期日

ご解約による場合は、解約請求受付日より起算して5営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。

買取の方法による場合は、指定販売会社にお問い合わせください。

(7)その他

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

### 3. 管理および運営等

#### (1) 資産の評価

投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

##### 【主要な投資対象の評価方法】

- ・本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・マザーファンドの主要な投資対象である株式の評価方法

原則として、取引所における計算時において知り得る直近の日（外国で取引されているものについては、原則として、本ファンドの基準価額計算日の前日）の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (2) お買付時、ご換金時以外における手数料等

##### 信託報酬等

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率 0.6300% (税抜 0.60%)	純資産総額に対して 年率 0.2415% (税抜 0.23%)	純資産総額に対して 年率 0.3255% (税抜 0.31%)	純資産総額に対して 年率 0.0630% (税抜 0.06%)

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

##### その他の手数料等

- (イ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）
- (ロ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）
- (ハ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.00525%（税抜 0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。なお、費用の計算方法および支弁時期は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

### (3) 収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

前記の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (4) 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

### (5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。また、課税上の取扱いの詳細につきましては、税理士等にご確認されることをお勧めいたします。

個人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。原則として確定申告不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。
- ・ ご解約による換金時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得等として課税対象となり、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。
- ・ ご解約による換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等を行うことにより、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）と通算することができ、また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

#### 法人の受益者に対する課税

- ・収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成 23 年 12 月 31 日までは、7%（所得税 7%）、平成 24 年 1 月 1 日以降は 15%（所得税 15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税はありません。）源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できます。

買取請求によるご換金については、指定販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)受益者が同一ファンドの受益権を複数の指定販売会社で取得する場合には、各指定販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

#### (6)信託の終了

委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前記 および の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権

が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### (7)投資信託約款の変更等

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前記 の事項(前記 の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (8)受益証券の保管

該当事項はありません。

(9)運用報告書

委託者は、原則として計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

(10)受益者の権利等

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。

収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、受益者集会の権利はありません。

## ・その他

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金

平成 22 年 3 月末日現在 3 億円

#### (2) 会社の沿革

昭和61年11月 1日	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年 2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年 9月 9日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 2年10月 1日	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年 2月15日	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年 3月25日	証券投資信託委託業の認可
平成19年 9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

#### (3) 大株主の状況 (平成 22 年 3 月末日現在)

名 称	住 所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 4-5-33	1,800 株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲 2-3-1	1,500 株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町 4-11-5	1,200 株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町 4-11-5	1,200 株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町 1-1-3	300 株	5.0%
合計		6,000 株	100.0%

#### (4) 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

##### 受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

##### 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取
- 6) 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- 7) 受益者に対する運用報告書の交付
- 8) その他前記の業務に付随する業務

なお、指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、本投資信託説明書の冒頭に掲載してある「投資信託説明書（交付目論見書）の概要」に記載されている通りです。

## 2. 内国投資信託受益証券事務の概要

### (1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

### (2) 受益者等に対する特典

受益権の募集・販売に際して、生命保険、年金およびその他の特典またはサービス・商品を付けることはありません。

### (3) 内国投資信託証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、委託者は、本ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 3. 投資信託説明書（請求目論見書）の項目

#### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1)資産の評価
  - (2)保管
  - (3)信託期間
  - (4)計算期間
  - (5)その他
- 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

##### 1 財務諸表

- (1)貸借対照表
- (2)損益及び剰余金計算書
- (3)注記表
- (4)附属明細表

##### 2 ファンドの現況

###### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たりの純資産額（ / ）

#### 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託  
STAM グローバル株式インデックス・オープン  
約款

運用の基本方針

約款第 18 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

主として、マザーファンド受益証券に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)運用制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。)および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、住信アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。 )の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号にもとづく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第17条第1項、第17条第2項および第29条において同じ。 )を含みます。 )と信託契約を締結し、これを委託することができます。

第1項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、金72,082,645円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第48条第1項、第48条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日または投資信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については72,082,645口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た

金額とします。

この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。 )を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。 )を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。 )、預金その他の資産をいいます。以下同じ。 )の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第28条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の変化する受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。 )の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。 )および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。 )の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。 )。委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第

28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、追加信託の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資の場合は、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第 3 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項の受益権の価額は、この投資信託契約締結日以降は、原則として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第 4 項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に、第 4 項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

第 3 項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 37 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第 1 項から第 5 項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

第 1 項の申請のある場合には、第 1 項の振替機関等は、

当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、第 1 項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限りま。

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を主として住信アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「住信 外国株式インデックス マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資

- 証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないのであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第26条まで、第28条および第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第26

条まで、第 28 条および第 32 条から第 34 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

第 1 項から第 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 20 条 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 1 項および第 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計

額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(第 5 号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

(スワップ取引の運用指図、目的および範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)

を行うことを指図することができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡

取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

第5項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」

といひます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいひます。

本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいひます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいひます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいひます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との

合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

第2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。

第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、第1項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が第1項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

第1項および第2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいひます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等につ

いて円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

第1項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、第32条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産か

ら収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。

第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

受託者は、第1項および第2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第39条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用)

第40条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。 )は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の総額および支弁の方法 )

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 60 の率を乗じて得た額とします。第 1 項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

( 収益の分配方式 )

第 42 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益( 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。 ) とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額( 以下「みなし配当等収益」といいます。 ) との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用( 消費税等を含みます。 )、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額( 以下「売買益」といいます。 ) は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用( 消費税等を含みます。 )、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

第 1 項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い )

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者( 当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者とし、 ) に支払います。

第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金( 信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。 ) は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者( 信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、 ) に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

第 1 項、第 3 項および第 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 6 項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責 )

第 44 条 受託者は、収益分配金については、第 43 条第 1 項に規定する支払開始日および第 43 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 43 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

( 収益分配金および償還金の時効 )

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規

定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 46 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.05% の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

第 3 項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

第 3 項から第 5 項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から第 5 項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。

第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、第 1 項の事項(第 1 項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り)以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

第 2 項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から第 5 項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 54 条 第 48 条に規定する投資信託契約の解約または第 53 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 20 年 1 月 9 日

委託者 住信アセットマネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

## 用語解説

### あ行

運用報告書	ファンドがどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容とあわせて説明する報告書のこと。原則としてファンドの計算期間ごとに投信会社が作成し、販売会社を通じてファンドの保有者(受益者)に交付されます。
EDINET	Electronic Disclosure for Investors NETworkの略です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書、半期報告書等を閲覧することができます。

### か行

会計監査費用	1998年12月の法改正により、ファンドで保有している有価証券などの分別管理が適切に行われているかなどについて公認会計士などの有資格者によるファンドの監査が義務付けられ、その対価として支払われる費用のこと。
格付	債券の元金や利金の支払いの安全度を専門的な第三者(格付機関など)が評価したもの。各機関によって分析方法が異なるため、同じ銘柄であっても必ずしも同等の評価とならないこともあります。債券格付が一般的ですが、株式格付や投資信託格付などもあります。
株式投資信託	略して「株式投信」、「株投」といわれることもあります。一般には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、日本では、約款上株式を1株でも組み入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。
基準価額	ファンドの資産総額から負債総額を差し引いた金額(純資産総額)をそのときのファンドの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ファンドを買い付ける際や換金する際の基準となるもので、通常、毎営業日に計算・公表されています。
金融商品取引業(金融商品取引業者)	2007年9月30日施行の「金融商品取引法」にもとづき定められ、有価証券の売買等を行う「第一種金融商品取引業」、投資信託他の運用等を行う「投資運用業」などの種類があります。これらの業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、「金融商品取引業者」と呼ばれます。
金融商品取引所(取引所)	上記の「金融商品取引法」に定められ、内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人または株式会社をいいます。なお、本目論見書および投資信託約款等においては、原則として、金融商品取引所の開設する金融商品市場、これらに類似する市場で外国に所在するものおよび当該市場を開設する者を含め、総称して「取引所」という用語を使用しております。
クローズド期間	ファンドを解約できない期間のこと。効率的で計画的な運用を行うため設けられますが、ファンドによってその有無、期間の長短は異なります。
継続募集期間	追加型証券投資信託におけるファンド設定日から目論見書の有効期間が切れる日まで行われるファンドの募集期間のこと。目論見書の有効期間は、有価証券届出書を関東財務局長に提出することで更新されていきます。
個別元本	受益者ごとのファンドの買付価額のこと。同じファンドを複数回取得した場合には、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。

### さ行

収益分配金	ファンドの決算時に受益者に支払われる収益金のこと。収益の源泉はファンドに組み入れた有価証券等から生ずる利子・配当、売買益・評価益などの合計額から経費を差し引いた額であり、分配方針にしたがって受益権口数に応じて各受益者に平等に分配されます。
受益者	ファンドを購入・保有している個人・法人のこと。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券の時価、現預金、利息・配当金の合計額からファンドの運用に要した費用などの負債額を差し引いた額のこと。
償還	ファンドが信託財産の清算を行い、換金された金銭をその時の受益者に返還すること。なお、約款で定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなって運用が困難になった場合などには期日を繰り上げて償還することがあり、これを「繰上償還」といいます。
信託期間	ファンドごとに定められたファンドの存続期間のこと。運用開始日から運用終了日までの期間をいいます。
信託財産留保金	償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、途中解約時の解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。ファンドによっては追加信託時にお買付の投資者にご負担頂く場合があります。
信託報酬	運用を行う委託者、指定販売会社、投資信託財産の管理を行う受託者に対して、それら業務の対価としてファンドから支払われる報酬のこと。
設定日	ファンドの運用開始日のこと。

## た行

貯金保険	正式には「農水産業協同組合貯金保険」といいます。預金保険が、日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会を対象にしているのに対し、貯金保険は、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、左記協同組合の連合会、農林中央金庫を対象にしています。
追加型投資信託	ファンドの存続期間中、原則としていつでも購入・換金ができるファンドのこと。
投資信託約款	個々のファンドの具体的な仕組みや運営・管理などの細目を規定したものです。投資信託及び投資法人に関する法律にもとづいて作成され、その内容については、あらかじめ、金融庁に届出が行われます。委託者と受託者は、この投資信託約款にもとづいて投資信託契約を締結し、ファンドの運営・管理を行います。
当初募集期間	新しく設定される追加型証券投資信託において、そのファンドの有価証券届出書を関東財務局長に提出しその効力が発生した日以降、販売会社が募集を開始した日からファンド設定日の前日まで行われる募集期間のこと。ファンドが設定されていないため、基準価額は存在せず、取得する場合は通常1口当たり1円や1口当たり1万円（ファンドによって異なる）などの価額となります。
特別分配金	収益分配金のうちファンドの追加設定によりファンドに生じた収益調整金から支払われる分配金で、追加型株式投資信託特有のもの。収益分配金を支払った後の基準価額が、その受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、元本の払戻しの性格を持つため、非課税扱いとなります。

## は行

配当利回り	株式の年間配当額を株価で割ったもの。
反対者による買取請求権	投資信託契約の解約や重大な投資信託約款の変更等を行う場合においては、事前にその賛否を受益者に問わなければなりません。反対する受益者に帰属する受益権の割合が法令に定める割合に達せず、それらが実施されることとなった場合において、反対した受益者が、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で投資信託財産をもって買い取るべきことを請求できる権利のことです。この制度を使わず、通常解約を行ってもかまいません。
普通分配金	追加型株式投資信託の収益分配金のうち、公社債などの利子、株式の配当金、売買益などの運用益から支払われる分配金で、マル優などの適用で非課税となるものを除き、課税扱いとなります。具体的には、収益分配金を支払った後の基準価額が、その受益者の個別元本と同額の場合または個別元本を上回っている場合には収益分配金全額が普通分配金となり、また、収益分配金を支払った後の基準価額が、その受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金から特別分配金を差し引いた額が普通分配金となります。
保険契約者保護機構	保険会社が経営破綻に陥った場合に、保険契約者の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。現在、日本には、生命保険会社が加入する「生命保険契約者保護機構」と、損害保険会社が加入する「損害保険契約者保護機構」の2つがあります。

## ま行

申込手数料	ファンドの取得申込みの際、投資者が販売会社に支払う手数料のこと。販売手数料、募集手数料ともいいます。
目論見書	有価証券の募集や売出の時に、その有価証券の発行者が投資者に対して提供しなければならない説明資料のこと。投資信託の場合も、1998年の法改正によってそれまでの受益証券説明書に替わって、目論見書の交付が義務づけられました。ファンドの運用方針や特徴など、重要な情報が記載されています。なお、2004年の法改正によって、ファンドを買っていただく投資者に必ず交付しなければならない目論見書(交付目論見書)と、約定までに投資者からの請求があれば交付しなければならない目論見書(請求目論見書)の2部制となりました。

## や行

有価証券届出書	投資信託を募集する場合、(関東)財務局長に提出しなければならない書類のこと。1998年の法改正によって投資信託も有価証券の一種となったことから、提出が義務づけられました。原則として、有価証券届出書に記載されていない事項は目論見書には記載できません。
有価証券報告書	ファンドの決算日から3ヶ月以内に、(関東)財務局長に提出しなければならないファンドの決算書のこと。1998年の法改正によって投資信託も有価証券の一種となったことから、提出が義務づけられました。
預金保険機構	金融機関の破綻により預金の払戻しができなくなったなどの場合、預金保険機構が、預金保険金を支払ったり、破綻金融機関の合併に対して資金を援助したりする方法により、預金者を保護する制度のこと。日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信金中央金庫、信用組合、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会はすべてこの制度への加入が義務づけられています。

# STAM グローバル株式インデックス・ オープン

追加型投信/海外/株式/インデックス型

投資信託説明書  
( 請求目論見書 )

2010.7.30



住信アセットマネジメント株式会社

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の募集については、委託者は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 1 月 29 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 1 月 30 日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定にもとづき投資家がファンドを取得する時までに投資家から請求があった場合に交付を行う目論見書です。

< 有価証券届出書の表紙記載項目 >

有価証券届出書提出日	: 平成 22 年 1 月 29 日
発行者名	: 住信アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	: 取締役社長 平 田 誠 一
本店の所在の場所	: 東京都中央区八重洲 2 丁目 3 番 1 号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称	: STAM グローバル株式インデックス・オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	: 上限 3,000 億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供 する場所	: 該当ありません。

本ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

本投資信託説明書中において、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」を「本ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

## 【目次】

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	3
第3	管理及び運営	4
1	資産管理等の概要	4
(1)	資産の評価	4
(2)	保管	4
(3)	信託期間	5
(4)	計算期間	5
(5)	その他	5
2	受益者の権利等	7
第4	ファンドの経理状況	8
1	財務諸表	11
2	ファンドの現況	47
第5	設定及び解約の実績	48

## 第1【ファンドの沿革】

平成 12 年 5 月 30 日 本ファンドの主要投資対象である「住信 外国株式インデックス マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の設定、運用開始  
平成 20 年 1 月 9 日 投資信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）の適用を受けており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 1) 申込手続

- (イ) 本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- (ロ) 取得申込みは、申込期間における毎営業日に、本邦にある指定販売会社の営業所等で受け付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、取得申込みを受け付けないものとし、
- (ハ) 取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。
- (ニ) 本ファンドの受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (ホ) 申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、
- (ヘ) 申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。

ます。指定販売会社の取扱いコースについては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時とします。)

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め(指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、)を行うものとします。

(ト)取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 2) 申込単位

委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1) 申込手続(ヘ)」に記載されている先と同じです。

## 3) 申込手数料

(イ) 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。有価証券届出書提出日現在の申込手数料率の上限は2.10%(税抜2.00%)です。

「税抜」における「税」とは、消費税および地方消費税をいいます。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1) 申込手続(ヘ)」に記載されている先と同じです。

(ロ)「償還乗換え」により本ファンドの受益権の取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する部分について、指定販売会社が前記(イ)に定める申込手数料率を優遇して適用する場合があります。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1) 申込手続(ヘ)」に記載されている先と同じです。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月の初日以降償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における受益権の買取請求による売却代金またはご解約金を含みます。なお、追加型証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものを信託期間を延長した証券投資信託とみなします。)をもって、その支払いを行った指定販売会社で本ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。この場合、指定販売会社は償還金の支払いを受けたことを証する書面の提出を求めることがあります。

(ハ) 指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該指定販売会社が別に定め

る期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、前記（イ）に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1)申込手続（へ）」に記載されている先と同じです。

（二）自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

## 2【換金（解約）手続等】

### 1)受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。

### 2)受益権のご解約の請求

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後 3 時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ユーロネクスト パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、ご解約の請求を受け付けられないものとします。また、解約単位は、指定販売会社によって異なります。

（ロ）受益者が前記（イ）のご解約の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、前記（イ）のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

（二）ご解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。

$$\begin{aligned} \text{解約価額} &= \text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} - \text{信託財産留保金} \\ &= \text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} - (\text{解約請求受付日の翌営業日の基準価額} \times 0.05\%) \end{aligned}$$

「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（ホ）ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。

（へ）解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して 5 営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。

- (ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記(イ)によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 前記(ト)により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記(二)の規定に準じて計算された価額とします。
- (リ) 解約単位および解約価額に関する投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「1【申込(販売) 手続等】 1) 申込手続(へ)」に記載されている先と同じです。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券(受入担保金代用有価証券を除きます。)、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

- ・本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- ・マザーファンドの主要な投資対象である株式の評価方法

原則として、取引所における計算時において知り得る直近の日(外国で取引されているものについては、原則として、本ファンドの基準価額計算日の前日)の最終相場で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における本ファンドの基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

###### 2) 基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

###### 3) 基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。

投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第2【手続等】 1【申込(販売) 手続等】 1) 申込手続(へ)」に記載されている先と同じです。

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口あたりに換算した価額で行われます。

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成20年1月9日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。(原則無期限)

(4)【計算期間】

原則として、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとします。(第1計算期間は、平成20年1月9日から平成20年5月12日までとします。)ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1)信託の終了

(イ)(a)委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c)委託者は、前記(a)および(b)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(d)前記(c)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(e)前記(c)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(f)前記(c)から(e)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ロ)委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「2)投資信託約款の変更等(イ)(b)」の書面決議で否決された場合を除き、この信託はその委託者と受託者

との間において存続します。

- (二) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

## 2) 投資信託約款の変更等

- (イ)(a) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託者は、前記(a)の事項（前記(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記(イ)に記載されている手続きにしたがいます。

## 3) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

#### 4)運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

#### 5)信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

### 1)収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

前記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### 2)償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

### 3)換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

4) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

5) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、受益者集会の権利はありません。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により改正されておりますが、第4期計算期間（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第5期計算期間（平成21年11月11日から平成22年5月10日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号附則第16条第2項により改正されておりますが、第4期計算期間（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）については、改正前の投資信託財産計算規則に基づき、第5期計算期間（平成21年11月11日から平成22年5月10日まで）については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成21年5月12日から平成21年11月10日まで）及び第5期計算期間（平成21年11月11日から平成22年5月10日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 21 年 12 月 4 日

住信アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

啓谷恵嗣 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている STAM グローバル株式インデックス・オープンの平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 11 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STAM グローバル株式インデックス・オープンの平成 21 年 11 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 4 日

住信アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

壁谷 惠嗣 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている STAM グローバル株式インデックス・オープンの平成 21 年 11 月 11 日から平成 22 年 5 月 10 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STAM グローバル株式インデックス・オープンの平成 22 年 5 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

STAM グローバル株式インデックス・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成21年11月10日現在)	第5期 (平成22年5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,225,624	63,414,054
親投資信託受益証券	8,334,176,075	9,285,919,589
未収利息	97	106
流動資産合計	8,377,401,796	9,349,333,749
資産合計	8,377,401,796	9,349,333,749
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,624,039	24,624,004
未払受託者報酬	2,076,177	2,843,980
未払委託者報酬	23,529,918	32,231,732
その他未払費用	172,951	236,936
流動負債合計	39,403,085	59,936,652
負債合計	39,403,085	59,936,652
純資産の部		
元本等		
元本	12,784,692,129	14,604,400,107
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,446,693,418	5,315,003,010
(分配準備積立金)		(621,066,609)
元本等合計	8,337,998,711	9,289,397,097
純資産合計	8,337,998,711	9,289,397,097
負債純資産合計	8,377,401,796	9,349,333,749

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自平成21年5月12日 至平成21年11月10日)	第5期 (自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
営業収益		
受取利息	12,236	15,678
有価証券売買等損益	921,371,035	203,296,837
営業収益合計	921,383,271	203,281,159
営業費用		
受託者報酬	2,076,177	2,843,980
委託者報酬	23,529,918	32,231,732
その他費用	172,951	236,936
営業費用合計	25,779,046	35,312,648
営業利益又は営業損失( )	895,604,225	238,593,807
経常利益又は経常損失( )	895,604,225	238,593,807
当期純利益又は当期純損失( )	895,604,225	238,593,807
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	50,340,170	38,932,621
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,483,332,814	4,446,693,418
剰余金増加額又は欠損金減少額	879,703,872	869,992,199
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	879,703,872	869,992,199
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,688,328,531	1,460,775,363
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	2,688,328,531	1,460,775,363
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	4,446,693,418	5,315,003,010

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第4期 (自平成21年5月12日 至平成21年11月10日)	第5期 (自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

	第4期 (平成21年11月10日現在)	第5期 (平成22年5月10日現在)
1. 期首元本額	8,232,548,840円	12,784,692,129円
期中追加設定元本額	6,631,171,131円	4,320,024,813円
期中一部解約元本額	2,079,027,842円	2,500,316,835円
期末元本額	12,784,692,129円	—————
2. 元本の欠損	純資産額は、元本を 4,446,693,418円下回っており ます。	純資産額は、元本を 5,315,003,010円下回っており ます。
3. 計算期間末日における受益権の総数	12,784,692,129口	14,604,400,107口

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

	第 4 期 ( 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日 )	第 5 期 ( 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日 )
分配金の 計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益 ( 72,662,892円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む )、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益 ( 527,355,652円 )、収益調整金 ( 341,478,712円 ) 及び分配準備積立金 ( 60,929,267円 ) により、分配対象収益は1,002,426,523円 ( 1万口当たり784円08銭 ) であります。分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における経費控除後の配当等収益 ( 71,007,064円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む )、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益 ( 0円 )、収益調整金 ( 599,042,485円 ) 及び分配準備積立金 ( 550,059,545円 ) により、分配対象収益は1,220,109,094円 ( 1万口当たり835円43銭 ) であります。分配は見送りとさせていただきます。

( 金融商品に関する注記 )

( 追加情報 )

当計算期間期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

項目	第 5 期 ( 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日 )
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p> <p>当ファンドは、主として「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCI コクサイ・インデックス ( 除く日本、円ベース ) に連動する投資成果を目標として運用を行っております。</p> <p>なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格変動リスク</li> <li>・ 為替変動リスク</li> </ul> <p>運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております ( 運用を再委託しているファンドも含まれます。 )。</p> <p>モニタリング結果は、原則月 1 回 ( 必要に応じ随時 ) 開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	

金融商品の時価に関する事項

項目	第 5 期 (平成22年5月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>a.親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

第4期(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,334,176,075	922,709,376
合 計	8,334,176,075	922,709,376

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

第5期(平成22年5月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	200,617,270
合 計	200,617,270

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

第 4 期 (自平成21年 5月12日 至平成21年11月10日)
該当事項はありません。

取引の時価等に関する事項

第 4 期 (平成21年11月10日現在)
該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 5 期 (平成22年5月10日現在)
該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

第 4 期 ( 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日 )	第 5 期 ( 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日 )
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

( 1口当たり情報 )

第 4 期 ( 平成21年11月10日現在 )	第 5 期 ( 平成22年5月10日現在 )
1口当たり純資産額 = 0.6522円	1口当たり純資産額 = 0.6361円

( 4 ) 【附属明細表】 ( 平成22年5月10日現在 )

1) 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数 ( 口 )	評価額 ( 円 )
親投資信託受益証券	住信 外国株式インデックス マザーファンド	10,623,406,463	9,285,919,589
合計		10,623,406,463	9,285,919,589

2) 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3) デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「STAM グローバル株式インデックス・オープン」は、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の受益証券です。

「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年11月10日現在)	(平成22年 5月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,424,992,129	3,395,271,343
コール・ローン	92,817,401	86,794,774
株式	114,717,077,865	108,192,941,871
新株予約権証券	418,117	
投資信託受益証券	219,038,997	211,824,100
投資証券	1,480,289,547	1,522,871,646
派生商品評価勘定	115,103,728	673,672
未収入金		5,290,064
未収配当金	148,089,362	240,077,183
未収利息	210	145
差入委託証拠金	1,273,802,092	2,383,489,171
流動資産合計	121,471,629,448	116,039,233,969
資産合計	121,471,629,448	116,039,233,969
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,258,054	394,433,930
未払解約金	22,794,911	886,854
流動負債合計	26,052,965	395,320,784
負債合計	26,052,965	395,320,784
純資産の部		
元本等		
元本	136,011,705,064	132,303,611,852
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	14,566,128,581	16,659,698,667
元本等合計	121,445,576,483	115,643,913,185
純資産合計	121,445,576,483	115,643,913,185
負債純資産合計	121,471,629,448	116,039,233,969

(注)「住信 外国株式インデックス マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年5月30日から翌年5月29日までであり、「STAM グローバル株式インデックス・オープン」の計算期間とは異なっております。上記の表は、平成21年11月10日及び平成22年5月10日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自平成21年5月12日 至平成21年11月10日)	(自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
1.資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(5) 先物取引 個別法に基づき、時価評価しております。</p> <p>(6) 外国為替予約 個別法に基づき、時価評価しております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 新株予約権証券 同左</p> <p>(3) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(4) 投資証券 同左</p> <p>(5) 先物取引 同左</p> <p>(6) 外国為替予約 同左</p>
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規</p>	同左

	(自平成21年5月12日 至平成21年11月10日)	(自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
3. 収益及び費用の計上基準	則(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づいております。 受取配当金 受取配当金は、原則として、株式・投資信託受益証券・投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、まだ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

	(平成21年11月10日現在)	(平成22年5月10日現在)
1. 期首元本額	137,310,518,923円	136,011,705,064円
期中追加設定元本額	18,274,404,550円	9,419,469,110円
期中一部解約元本額	19,573,218,409円	13,127,562,322円
期末元本額	136,011,705,064円	132,303,611,852円
元本額の内訳		
SBI 資産設計オープン(資産成長型)	446,951,899円	510,281,392円
SBI 資産設計オープン(分配型)	37,009,288円	33,559,231円
STAM グローバル株式インデックス・オープン	9,333,829,181円	10,623,406,463円
世界経済インデックスファンド	142,437,894円	204,495,816円
すみしん マイセクション25	42,261,424円	34,687,706円
すみしん マイセクション50	130,286,804円	121,801,760円
すみしん マイセクション75	120,240,143円	114,009,801円
すみしん 外国株式インデックス・オープン	1,352,853,285円	1,368,081,589円
すみしん DCマイセクション25	742,128,190円	760,151,058円
すみしん DCマイセクション50	4,443,913,355円	4,251,532,428円
すみしん DCマイセクション75	4,298,014,917円	4,440,502,371円
すみしん DC外国株式インデックス・オープン	3,264,339,923円	3,658,681,151円
すみしん DCマイセクションS25	34,356,201円	51,756,058円
すみしん DCマイセクションS50	329,511,019円	404,423,266円
すみしん DCマイセクションS75	275,411,262円	362,263,342円
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2015	8,087,556円	7,278,900円
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2025	10,029,271円	19,300,743円
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2035	8,202,919円	16,321,337円
すみしん DCターゲット・イヤー ファンド2045	2,703,167円	6,443,936円
すみしん DCマルチアセット ファンド	157,212円	173,166円
STAM 外国株式インデックス・オープン(SMA専用)	2,545,024,605円	4,303,135,889円
すみしん マイセクション50VA1 (適格機関投資家専用)	350,084,208円	317,949,821円
すみしん マイセクション75VA1 (適格機関投資家専用)	172,738,329円	164,633,935円
すみしん 外国株式インデックス・オープンVA1 (適格機関投資家専用)	702,812,297円	670,330,252円
すみしん マイセクション50VA2 (適格機関投資家専用)	2,759,825円	1,742,568円
すみしん バランス30VA1(適格機関投資家専用)	1,755,828,787円	1,552,019,371円
すみしん バランス50VA1(適格機関投資家専用)	5,878,803,872円	5,763,580,856円
すみしん バランス25VA2(適格機関投資家専用)	16,930,714,232円	14,959,441,060円

	(平成21年11月10日現在)	(平成22年5月10日現在)
すみしん バランス50VA2 (適格機関投資家専用)	4,875,399,600円	4,490,276,763円
すみしん バランスA(25)VA1 (適格機関投資家専用)	7,032,075,192円	6,819,552,857円
すみしん バランスB(37.5)VA1 (適格機関投資家専用)	1,915,898,041円	1,772,463,320円
すみしん バランスC(50)VA1 (適格機関投資家専用)	11,241,761,227円	10,989,425,358円
すみしん 世界バランスVA1 (適格機関投資家専用)	23,655,396,243円	21,809,364,245円
すみしん 世界バランスVA2 (適格機関投資家専用)	11,015,491,428円	10,012,045,250円
すみしん バランスD(35)VA1 (適格機関投資家専用)	2,052,629,366円	2,015,357,451円
すみしん グローバルバランスファンドVA35 (適格機関投資家専用)	1,879,595,316円	1,704,230,875円
すみしん バランスE(25)VA1 (適格機関投資家専用)	563,554,411円	796,159,670円
住信 グローバル・バランスファンド・シリーズ1	1,452,569,167円	1,526,509,446円
住信 グローバル株式ファンド (適格機関投資家専用)	383,586,083円	382,934,967円
住信 FOFs用外国株式インデックス・オープン (適格機関投資家専用)	7,841,937,790円	7,860,413,213円
住信 外国株式ファンド・シリーズ1	8,740,320,135円	7,402,893,171円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を 14,566,128,581円下回 っております。	純資産額は、元本を 16,659,698,667円下回 っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	136,011,705,064口	132,303,611,852口

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当計算期間期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

#### 金融商品の状況に関する事項

項目	(自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることをめざして、MSCIコクサイ・インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行っております。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・価格変動リスク ・為替変動リスク
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております(運用を再委託しているファンドも含まれます。)。 モニタリング結果は、原則月1回(必要に応じ随時)開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデ

項目	(自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日)
	リバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価に関する事項

項目	(平成22年5月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>a.株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>b.投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>c.投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>d.先物取引</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。</li> <li>2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。</li> <li>3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等および時価の邦貨換算額は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。換算において円未満の端数は切り捨てております。</li> </ol> <p>e.外国為替予約</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち該当日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、該当日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。</li> <li>2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。</li> </ol> <p>f.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株 式	114,717,077,865	18,348,778,496
新株予約権証券	418,117	214,549
投資信託受益証券	219,038,997	37,918,303
投資証券	1,480,289,547	305,204,062
合 計	116,416,824,526	18,692,115,410

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(平成22年5月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株 式	15,922,997,133
投資信託受益証券	41,641,752
投資証券	390,776,402
合 計	16,355,415,287

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

(自 平成21年 5月12日  
至 平成21年11月10日)

1. 取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的  
当ファンドは、約款に基づき投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。  
当ファンドの利用することができるデリバティブ取引は、先物取引(わが国の金融商品取引所における市場デリバティブ取引、通貨に係る市場デリバティブ取引ならびに委託者が適当と認める外国金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引)、スワップ取引、為替先渡取引、外国為替予約取引であります。
2. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制  
当ファンドのデリバティブ取引には、市場リスクと信用リスクがあります。デリバティブ取引の執行は、取引権限を定めた社内ルールに従い行っており、市場リスクの管理については、ポジションやリスク評価額を日々算出し、リスクをコントロールする体制としています。
3. 取引の時価等に関する事項についての補足説明  
取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項  
株式関連

区分	種類	(平成21年11月10日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 FUTU	2,554,318,894		2,627,975,714	73,656,820
	S&P/TSE 60	373,796,676		382,670,062	8,873,386
	SPI 200 FUTU	336,909,239		343,044,450	6,135,211
	FTSE 100	577,083,995		589,994,592	12,910,597
	SWISS MKT IX	254,963,151		256,317,075	1,353,924
	DJ EURO STOXX	805,014,404		813,921,848	8,907,444
合計	4,902,086,359		5,013,923,741	111,837,382	

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

1. 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等および時価の邦貨換算額は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

区分	種類	(平成21年11月10日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	16,178,508		16,186,800	8,292
合計		16,178,508		16,186,800	8,292

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。  
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。  
計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち該当日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
  - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、該当日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
株式関連

区分	種類	(平成22年5月10日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 FUTU	3,314,492,150		3,169,518,120	144,974,030
	S&P/TSE 60	313,627,913		306,357,400	7,270,513
	SPI 200 FUTU	409,745,030		379,937,672	29,807,358
	FTSE 100	611,089,007		558,933,182	52,155,825
	SWISS MKT IX	180,930,513		166,028,049	14,902,464
	DJ EURO STOXX	1,130,454,424		985,133,056	145,321,368
	合計	5,960,339,037		5,565,907,479	394,431,558

(注) 時価の算定方法

前述の(金融商品の時価に関する事項)に記載していますのでここでは省略しております。

通貨関連

区分	種類	(平成22年5月10日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	カナダドル	8,708,900		8,919,000	210,100
	イギリスポンド	40,852,200		41,091,000	238,800
	スイスフラン	11,492,600		11,713,800	221,200
	売建				
	ユーロ	17,788,200		17,787,000	1,200
	合計	78,841,900		79,510,800	671,300

(注) 時価の算定方法

前述の(金融商品の時価に関する事項)に記載していますのでここでは省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成21年5月12日 至平成21年11月10日)	(自平成21年11月11日 至平成22年5月10日)
本報告書における開示対象ファンドの計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

(平成21年11月10日現在)	(平成22年5月10日現在)
1口当たり純資産額 = 0.8929円	1口当たり純資産額 = 0.8741円

## (3) 附属明細表 (平成 22 年 5 月 10 日現在)

## 1) 有価証券明細表

## 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	3 M COMPANY	41,013	82.63	3,388,904.19	
	ABBOTT LABORATORIES	99,261	48.72	4,835,995.92	
	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	3,546	39.13	138,754.98	
	ACCENTURE PLC-CL A	39,994	40.32	1,612,558.08	
	ACE LTD	22,249	50.54	1,124,464.46	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	47,557	10.56	502,201.92	
	ADOBE SYSTEMS INC	33,801	32.42	1,095,828.42	
	ADVANCE AUTO PARTS	5,975	43.76	261,466.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	42,360	8.38	354,976.80	
	AES CORP	46,748	9.89	462,337.72	
	AETNA INC	31,085	28.29	879,394.65	
	AFLAC	31,483	44.27	1,393,752.41	
	AGCO CORP	5,243	32.96	172,809.28	
	AGILENT TECHNOLOGIES	26,933	31.87	858,354.71	
	AIR PRODUCTS&CHEMICALS	15,015	70.98	1,065,764.70	
	AKAMAI TECHNOLOGIES, INC	9,279	35.71	331,353.09	
	ALCOA	70,971	12.00	851,652.00	
	ALLEGHENY ENERGY INC	8,487	19.95	169,315.65	
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	5,607	50.80	284,835.60	
	ALLERGAN INC	19,312	59.31	1,145,394.72	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	4,905	71.50	350,707.50	
	ALLIANT ENERGY CORPORATION	6,459	31.77	205,202.43	
	ALLSTATE CORP	32,522	31.80	1,034,199.60	
	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	8,400	40.96	344,064.00	
	ALTERA CORPORATION	15,751	23.47	369,675.97	
	ALTRIA GROUP INC	128,720	20.76	2,672,227.20	
	AMAZON.COM	22,726	124.98	2,840,295.48	
	AMEREN CORPORATION	17,978	24.20	435,067.60	
	AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	8,779	15.81	138,795.99	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	29,219	31.92	932,670.48	
	AMERICAN EXPRESS	71,331	40.60	2,896,038.60	
	AMERICAN TOWER-A	29,224	38.86	1,135,644.64	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	11,000	20.71	227,810.00	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	12,415	42.54	528,134.10	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	19,054	29.91	569,905.14	
	AMETEK INC	6,324	40.22	254,351.28	
	AMGEN	66,852	54.46	3,640,759.92	
	AMPHENOL CORPORATION	15,600	42.47	662,532.00	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	33,113	58.88	1,949,693.44	
	ANALOG DEVICES	16,404	27.74	455,046.96	
	AON CORP	12,651	41.13	520,335.63	
	APACHE CORP	22,190	93.53	2,075,430.70	
	APOLLO GROUP INC-CLA	9,023	54.41	490,941.43	
	APPLE INC	58,666	235.86	13,836,962.76	
	APPLIED MATERIALS	85,560	12.50	1,069,500.00	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,829	72.98	279,440.42	
	ARCH COAL INC	6,304	23.84	150,287.36	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	38,774	25.94	1,005,797.56		
ASSURANT INC	7,478	34.65	259,112.70		

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	AT&T INC	378,952	25.10	9,511,695.20	
	AUTODESK INC	13,532	30.06	406,771.92	
	AUTOMATIC DATA PROCESS	31,885	41.56	1,325,140.60	
	AUTOZONE INC	1,934	176.08	340,538.72	
	AVERY DENNISON CORP	9,057	35.65	322,882.05	
	AVNET INC	10,554	27.49	290,129.46	
	AVON PRODUCTS INC	26,511	28.59	757,949.49	
	AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	13,070	29.77	389,093.90	
	BAKER HUGHES	34,574	44.25	1,529,899.50	
	BALL CORP	7,916	49.49	391,762.84	
	BANK NEW YORK CO	81,743	30.06	2,457,194.58	
	BANK OF AMERICA CORP	642,962	16.18	10,403,125.16	
	BARD C R INC	7,190	82.97	596,554.30	
	BAXTER INTERNATIONAL	37,615	45.12	1,697,188.80	
	BB&T CORP	42,184	32.24	1,360,012.16	
	BECKMAN COULTER INC	2,819	60.12	169,478.28	
	BECTON DICKINSON & CO	14,739	73.66	1,085,674.74	
	BED BATH & BEYOND INC	20,272	42.91	869,871.52	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	32,800	74.41	2,440,648.00	
	BEST BUY COMPANY INC	22,784	41.03	934,827.52	
	BIOGEN IDEC INC	20,268	50.39	1,021,304.52	
	BLOCK H & R INC	26,761	17.18	459,753.98	
	BMC SOFTWARE	13,788	35.22	485,613.36	
	BOEING CO	45,000	66.72	3,002,400.00	
	BORGWARNER INC	6,419	37.09	238,080.71	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	113,833	6.38	726,254.54	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	104,040	24.34	2,532,333.60	
	BROADCOM CORP-CL A	27,954	31.99	894,248.46	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	3,782	55.16	208,615.12	
	BUNGE LIMITED	9,564	51.48	492,354.72	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	9,181	57.83	530,937.23	
	CA INC	31,854	20.49	652,688.46	
	CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	13,540	24.64	333,625.60	
	CABOT OIL & GAS CORP	5,110	31.88	162,906.80	
	CALPINE CORP	28,138	13.15	370,014.70	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	13,570	35.58	482,820.60	
	CAMPBELL SOUP CO (US)	15,508	35.04	543,400.32	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	29,962	42.14	1,262,598.68	
	CARDINAL HEALTH	26,413	33.79	892,495.27	
	CAREFUSION CORP	13,206	26.16	345,468.96	
	CARMAX INC	14,025	22.23	311,775.75	
	CATERPILLAR	44,238	62.10	2,747,179.80	
	CBS CORP-CL B	51,773	14.21	735,694.33	
	CELANESE CORP-SERIES A	5,171	26.77	138,427.67	
	CELGENE CORP	31,396	57.49	1,804,956.04	
	CENTERPOINT ENERGY INC	14,188	13.75	195,085.00	
	CENTURYTEL INC	18,042	33.03	595,927.26	
	CEPHALON INC	4,382	59.38	260,203.16	
	CERNER CORP	6,383	81.97	523,214.51	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,587	73.30	189,627.10	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	6,659	30.44	202,699.96	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	35,258	21.91	772,502.78	
	CHEVRON CORP	128,425	77.10	9,901,567.50	
	CHUBB CORPORATION	21,511	50.22	1,080,282.42	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	3,781	66.77	252,457.37	
	CIGNA CORP	13,044	31.39	409,451.16	
	CIMAREX ENERGY CO	4,193	61.19	256,569.67	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	14,776	26.58	392,746.08	
	CINTAS CORP	7,308	25.54	186,646.32	
	CISCO SYSTEMS	376,313	24.71	9,298,694.23	
	CITIGROUP	1,340,321	4.00	5,361,284.00	
	CITRIX SYSTEMS INC	10,444	43.62	455,567.28	
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	8,904	56.12	499,692.48	
	CLOROX COMPANY	7,429	61.50	456,883.50	
	CME GROUP INC	4,300	315.19	1,355,317.00	
	COACH INC	25,683	38.28	983,145.24	
	COCA-COLA CO	131,730	52.67	6,938,219.10	
	COCA-COLA ENTERPRISES	15,702	25.84	405,739.68	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	22,209	47.52	1,055,371.68	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	31,026	80.21	2,488,595.46	
	COMCAST CORP-CL A	133,311	18.36	2,447,589.96	
	COMCAST CORP-SPECIAL A	56,313	17.48	984,351.24	
	COMERICA INC	11,337	40.29	456,767.73	
	COMPUTER SCIENCES CORP	9,576	49.58	474,778.08	
	CONAGRA	28,112	23.58	662,880.96	
	CONOCOPHILLIPS	90,402	54.68	4,943,181.36	
	CONSOL ENERGY INC	15,572	38.34	597,030.48	
	CONSOLIDATED EDISON INC	16,151	44.34	716,135.34	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	13,171	16.71	220,087.41	
	CONSTELLATION ENERGY GROUP	15,742	34.48	542,784.16	
	COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	8,702	46.78	407,079.56	
	CORNING	112,959	17.54	1,981,300.86	
	COSTCO WHOLESALE CORP	28,940	57.31	1,658,551.40	
	COVANCE INC	3,077	53.43	164,404.11	
	COVENTRY HEALTH CARE INCON	10,122	21.10	213,574.20	
	COVIDIEN PLC	32,787	43.69	1,432,464.03	
	CREE INC	6,521	66.46	433,385.66	
	CROWN CASTLE INTL CORP	22,701	35.80	812,695.80	
	CSX CORP	27,022	52.67	1,423,248.74	
	CUMMINS INC	15,013	65.31	980,499.03	
	CVS CAREMARK CORPORATION	93,785	34.86	3,269,345.10	
	DANAHER CORP	17,231	79.81	1,375,206.11	
	DARDEN RESTAURANTS INC	7,691	42.61	327,713.51	
	DAVITA INC	6,455	61.15	394,723.25	
	DEAN FOODS CO	15,400	14.63	225,302.00	
	DEERE&CO	28,199	56.38	1,589,859.62	
	DELL INC	107,178	15.01	1,608,741.78	
	DELTA AIR LINES INC	12,000	11.70	140,400.00	
	DENBURY RESOURCES INC	25,598	16.78	429,534.44	
	DENTSPLY INTERNATIONAL INC	6,288	33.80	212,534.40	
	DEVON ENERGY CORPORATION	27,847	64.58	1,798,359.26	
	DEVRY INC	4,732	59.57	281,885.24	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	3,830	72.90	279,207.00	
	DIRECTV	61,446	35.89	2,205,296.94	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	25,849	14.08	363,953.92	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	15,466	29.88	462,124.08	
	DISH NETWORK CORPORATION-A	9,617	21.30	204,842.10	
	DOLBY LABORATORIES INC-CL A	7,192	63.79	458,777.68	
	DOLLAR TREE INC	4,494	58.73	263,932.62	
	DOMINION RESOURCES	39,527	40.22	1,589,775.94	
	DONNELLEY (RR) & SONS	9,177	19.37	177,758.49	
	DOVER CORP	17,323	48.03	832,023.69	
	DOW CHEMICAL CO	69,531	25.50	1,773,040.50	
	DR HORTON INC	12,142	13.06	158,574.52	
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	14,006	35.72	500,294.32	
	DST SYSTEMS INC	2,801	40.08	112,264.08	
	DTE ENERGY COMPANY	11,642	45.69	531,922.98	
	DU PONT (E.I) DE NEMOURS	60,885	36.23	2,205,863.55	
	DUKE ENERGY CORP	71,918	16.55	1,190,242.90	
	DUN & BRADSTREET CORP	5,041	74.10	373,538.10	
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	4,165	61.65	256,772.25	
	EATON CORP	9,938	70.25	698,144.50	
	EBAY	75,230	21.48	1,615,940.40	
	ECOLAB INC	15,315	47.74	731,138.10	
	EDISON INTL	23,626	33.03	780,366.78	
	EL PASO CORP	38,373	11.06	424,405.38	
	ELECTRONIC ARTS INC	26,678	17.63	470,333.14	
	EMC CORP	138,773	18.08	2,509,015.84	
	EMERSON ELECTRIC CO	50,047	48.47	2,425,778.09	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	2,821	54.78	154,534.38	
	ENTERGY CORP	12,184	75.79	923,425.36	
	EOG RESOURCES INC	15,969	100.84	1,610,313.96	
	EQT CORPORATION	7,431	39.78	295,605.18	
	EQUIFAX INC	11,358	31.58	358,685.64	
	ESTEE LAUDER CO-CL A	8,164	58.53	477,838.92	
	EVEREST RE GROUP LTD	4,962	74.35	368,924.70	
	EXELON CORP	39,064	41.54	1,622,718.56	
	EXPEDIA INC	8,366	22.00	184,052.00	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	17,335	38.63	669,651.05	
	EXPRESS SCRIPTS INC	17,966	97.15	1,745,396.90	
	EXXON MOBIL	308,796	63.70	19,670,305.20	
	FAMILY DOLLAR STORES	13,686	38.96	533,206.56	
	FASTENAL CO	7,628	50.22	383,078.16	
	FEDEX CORP	18,559	83.14	1,542,995.26	
	FIDELITY NATIONAL FINL-A	14,524	14.23	206,676.52	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	12,615	28.76	362,807.40	
	FIFTH THIRD BANCORP	42,747	13.31	568,962.57	
	FIRST AMERICAN CORPORATION	10,809	34.49	372,802.41	
	FIRST SOLAR INC	3,146	122.55	385,542.30	
	FIRSTENERGY CORP	20,133	35.06	705,862.98	
	FISERV INC	14,260	51.02	727,545.20	
	FLEXTRONICS INTL LTD	38,648	6.97	269,376.56	
	FLIR SYSTEMS INC	6,143	28.44	174,706.92	
	FLOWSERVE CORP	3,048	103.50	315,468.00	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	FLUOR CORP	10,916	45.95	501,590.20	
	FMC TECHNOLOGIES INC	7,192	59.27	426,269.84	
	FORD MOTOR COMPANY	195,356	11.51	2,248,547.56	
	FOREST LABORATORIES INC	24,089	26.57	640,044.73	
	FORTUNE BRANDS INC	8,792	47.04	413,575.68	
	FOSTER WHEELER AG	7,970	24.41	194,547.70	
	FPL GROUP	25,260	51.22	1,293,817.20	
	FRANKLIN RESOURCES INC	12,535	104.52	1,310,158.20	
	FREEMPORT-MCMOR-B	28,608	67.59	1,933,614.72	
	GAMESTOP CORP-CLASS A	13,385	22.58	302,233.30	
	GAP	38,076	22.27	847,952.52	
	GARMIN LTD	5,605	34.26	192,027.30	
	GENERAL DYNAMICS CORP	19,107	70.50	1,347,043.50	
	GENERAL ELECTRIC CO	700,030	16.88	11,816,506.40	
	GENERAL MILLS INC	21,943	69.67	1,528,768.81	
	GENUINE PARTS CO	9,471	39.69	375,903.99	
	GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	32,000	14.53	464,960.00	
	GENZYME CORP	18,028	51.77	933,309.56	
	GILEAD SCIENCES INC	56,126	38.37	2,153,554.62	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	32,246	142.99	4,610,855.54	
	GOODRICH CORP	10,643	70.39	749,160.77	
	GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	12,638	12.11	153,046.18	
	GOOGLE INC-CL A	15,961	493.14	7,871,007.54	
	GRAINGER (WW) INC	5,017	104.94	526,483.98	
	HALLIBURTON CO	57,555	27.51	1,583,338.05	
	HANSEN NATURAL CORPORATION	2,571	37.35	96,026.85	
	HARLEY-DAVIDSON	13,114	30.18	395,780.52	
	HARRIS CORP	7,133	46.80	333,824.40	
	HARSCO CORP	8,300	26.38	218,954.00	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS	26,575	25.30	672,347.50	
	HASBRO INC	6,411	38.97	249,836.67	
	HEINZ (H.J) CO	22,322	44.95	1,003,373.90	
	HELMERICH & PAYNE	5,096	35.67	181,774.32	
	HENRY SCHEIN INC	3,983	57.00	227,031.00	
	HERSHEY FOODS CORPORATION	9,258	46.42	429,756.36	
	HESS CORP	19,594	56.74	1,111,763.56	
	HEWLETT-PACKARD CO	154,124	46.73	7,202,214.52	
	HOLOGIC INC	14,356	15.82	227,111.92	
	HOME DEPOT	108,097	33.43	3,613,682.71	
	HONEYWELL INTL INC	49,050	43.52	2,134,656.00	
	HORMEL FOODS CORP	7,863	40.22	316,249.86	
	HOSPIRA INC	9,731	52.10	506,985.10	
	HUDSON CITY BANCORP INC	36,142	12.73	460,087.66	
	HUMANA INC	10,030	44.35	444,830.50	
	ILLINOIS TOOL WORKS	29,494	47.71	1,407,158.74	
	ILLUMINA INC	7,572	39.92	302,274.24	
	INGERSOLL-RAND PLC	26,014	35.24	916,733.36	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	4,217	46.27	195,120.59	
	INTEL CORP	364,829	21.31	7,774,505.99	
	INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	3,330	114.68	381,884.40	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS	18,645	7.72	143,939.40	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	86,557	122.10	10,568,609.70	
	INT'L GAME TECHNOLOGY	16,833	19.97	336,155.01	
	INT'L PAPER CO	27,292	23.16	632,082.72	
	INTUIT INC	23,674	34.01	805,152.74	
	INTUITIVE SURGICAL INC	2,734	324.32	886,690.88	
	INVESCO PLC	27,215	20.11	547,293.65	
	IRON MOUNTAIN INC	15,113	23.89	361,049.57	
	ITT CORPORATION	12,627	49.99	631,223.73	
	ITT EDUCATIONAL SERVICES INC	2,733	101.19	276,552.27	
	J.C. PENNEY CO INC	12,308	27.61	339,823.88	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	9,540	42.35	404,019.00	
	JM SMUCKER CO	6,978	58.43	407,724.54	
	JOHNSON & JOHNSON	177,923	63.31	11,264,305.13	
	JOHNSON CONTROLS INC	39,165	29.68	1,162,417.20	
	JOY GLOBAL INC	4,753	49.53	235,416.09	
	JPMORGAN CHASE & CO	256,351	40.76	10,448,866.76	
	JUNIPER NETWORKS INC	32,627	26.73	872,119.71	
	KBR INC	8,033	20.21	162,346.93	
	KELLOGG CO	18,640	52.84	984,937.60	
	KEY CORP	40,412	7.88	318,446.56	
	KIMBERLY-CLARK CORP	24,584	61.00	1,499,624.00	
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	4,872	55.05	268,203.60	
	KLA-TENCOR CORP	8,767	31.14	273,004.38	
	KOHL'S CORP	22,157	53.68	1,189,387.76	
	KRAFT FOODS INC-A	107,414	30.07	3,229,938.98	
	KROGER CO	39,823	21.55	858,185.65	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	8,951	86.52	774,440.52	
	LABORATORY CRP OF AMER	7,180	75.23	540,151.40	
	LAM RESEARCH CORP	8,853	36.96	327,206.88	
	LAS VEGAS SANDS CORP	22,000	21.19	466,180.00	
	LEGG MASON INC	10,430	27.78	289,745.40	
	LEGGETT & PLATT INC	18,913	22.22	420,246.86	
	LEUCADIA NATIONAL CORP	13,281	22.87	303,736.47	
	LIBERTY GLOBAL INC-A	7,254	24.06	174,531.24	
	LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	12,091	23.81	287,886.71	
	LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	22,303	13.87	309,342.61	
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	11,271	49.86	561,972.06	
	LILLY (ELI) & CO	65,965	34.62	2,283,708.30	
	LIMITED	13,735	24.93	342,413.55	
	LINCOLN NATIONAL CORP	22,628	26.64	602,809.92	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	13,646	28.23	385,226.58	
	LOCKHEED MARTIN CORP	19,315	81.27	1,569,730.05	
	LOEWS CORP	20,439	33.60	686,750.40	
	LORILLARD INC	11,999	76.21	914,443.79	
	LOWES COMPANIES	94,892	25.31	2,401,716.52	
	LSI CORP	29,582	5.47	161,813.54	
	LUBRIZOL CORP	4,700	84.64	397,808.00	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	M & T BANK CORP	5,689	84.07	478,274.23	
	MACY'S INC	20,360	21.94	446,698.40	
	MANPOWER INC	3,337	49.10	163,846.70	
	MARATHON OIL CORP	47,555	30.44	1,447,574.20	
	MARRIOTT INTL A	24,457	33.34	815,396.38	
	MARSH & MCLENNAN COS	35,470	22.29	790,626.30	
	MARSHALL & ILSLEY CORP	10,286	8.07	83,008.02	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,111	88.14	362,343.54	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP	33,238	18.86	626,868.68	
	MASCO CORP	17,549	13.66	239,719.34	
	MASTERCARD INC-CLASS A	5,884	223.09	1,312,661.56	
	MATTEL INC	20,665	21.45	443,264.25	
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	24,262	18.50	448,847.00	
	MCAFEE INC	12,216	32.62	398,485.92	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	10,802	37.95	409,935.90	
	MCDERMOTT INTL INC	12,068	23.50	283,598.00	
	MCDONALD'S CORP	72,307	68.01	4,917,599.07	
	MCGRAW-HILL COS	18,501	30.28	560,210.28	
	MCKESSON CORP	18,873	63.73	1,202,776.29	
	MDU RESOURCES GROUP INC	13,224	18.47	244,247.28	
	MEAD JOHNSON NUTRITION COMPANY	14,396	48.31	695,470.76	
	MEADWESTVACO CORP	16,500	24.70	407,550.00	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS	31,328	56.71	1,776,610.88	
	MEDTRONIC	70,330	41.25	2,901,112.50	
	MEMC ELECTRONIC MATERIALS	10,541	11.54	121,643.14	
	MERCK & CO	201,502	33.49	6,748,301.98	
	METLIFE INC	55,297	40.71	2,251,140.87	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	10,957	7.15	78,342.55	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	20,110	27.80	559,058.00	
	MICRON TECHNOLOGY	41,085	8.57	352,098.45	
	MICROSOFT CORP	525,730	28.21	14,830,843.30	
	MILLIPORE CORP	3,637	105.81	384,830.97	
	MIRANT CORP	9,569	10.50	100,474.50	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	2,000	55.02	110,040.00	
	MOLSON COORS BREWING CO -B	10,378	41.96	435,460.88	
	MONSANTO CO	34,646	59.09	2,047,232.14	
	MOODY'S CORP	11,832	23.36	276,395.52	
	MORGAN STANLEY	82,732	27.75	2,295,813.00	
	MOSAIC CO/THE	11,889	48.16	572,574.24	
	MOTOROLA	155,786	6.60	1,028,187.60	
	MURPHY OIL CORP	14,351	52.70	756,297.70	
	MYLAN INC	20,715	21.34	442,058.10	
	NABORS INDUSTRIES LTD	14,725	18.91	278,449.75	
	NASDAQ OMX GROUP	6,109	19.12	116,804.08	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	25,837	39.11	1,010,485.07	
	NATIONAL SEMICONDUCTOR CO	10,576	13.88	146,794.88	
	NETAPP INC	26,201	31.48	824,807.48	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	28,543	15.31	436,993.33	
	NEWELL RUBBERMAID	30,166	15.69	473,304.54	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	7,866	51.08	401,795.28	
	NEWMONT MINING CORP	33,308	53.39	1,778,314.12	
	NEWS CORP -CLASS A	105,026	13.67	1,435,705.42	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	NEWS CORP -CLASS B	44,011	16.02	705,056.22	
	NII HOLDINGS INC	9,161	35.82	328,147.02	
	NIKE B	24,451	70.61	1,726,485.11	
	NISOURCE INC	28,405	15.36	436,300.80	
	NOBLE CORP	20,806	35.78	744,438.68	
	NOBLE ENERGY INC	10,561	70.80	747,718.80	
	NORDSTROM INC	9,299	40.06	372,517.94	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	25,634	55.22	1,415,509.48	
	NORTHEAST UTILITIES	9,301	25.53	237,454.53	
	NORTHERN TRUST CORP	14,743	51.80	763,687.40	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	19,653	62.84	1,234,994.52	
	NRG ENERGY INC	11,265	22.64	255,039.60	
	NSTAR	6,269	34.97	219,226.93	
	NUCOR CORP	20,331	44.90	912,861.90	
	NVIDIA CORP	32,576	13.96	454,760.96	
	NYSE EURONEXT	18,884	29.29	553,112.36	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	53,717	80.61	4,330,127.37	
	OMNICARE INC	8,264	25.75	212,798.00	
	OMNICOM GROUP	24,535	39.22	962,262.70	
	ONEOK INC	9,996	45.99	459,716.04	
	ORACLE CORP	262,127	23.41	6,136,393.07	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	9,072	46.35	420,487.20	
	OWENS-ILLINOIS INC	14,238	30.45	433,547.10	
	PACCAR INC	25,070	41.58	1,042,410.60	
	PACTIV CORPORATION	7,982	23.60	188,375.20	
	PALL CORP	9,890	35.18	347,930.20	
	PARKER HANNIFIN CORP	9,927	62.25	617,955.75	
	PARTNERRE LTD	3,488	72.71	253,612.48	
	PATTERSON COMPANIES INC	4,686	29.50	138,237.00	
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	5,004	13.38	66,953.52	
	PAYCHEX INC	25,091	28.95	726,384.45	
	PEABODY ENERGY CORP	15,799	40.93	646,653.07	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC	16,069	14.39	231,232.91	
	PEPCO HOLDINGS INC	22,432	16.29	365,417.28	
	PEPSICO INC	105,500	64.57	6,812,135.00	
	PERRIGO CO	3,675	57.57	211,569.75	
	PETROHAWK ENERGY CORP	25,129	18.57	466,645.53	
	PETSMART INC	16,301	31.29	510,058.29	
	PFIZER	516,909	16.46	8,508,322.14	
	PG&E CORP	25,184	43.17	1,087,193.28	
	PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVEL	12,728	25.61	325,964.08	
	PHILIP MORRIS INTERNAT	125,565	46.42	5,828,727.30	
	PINNACLE WEST CAPITAL	5,587	35.14	196,327.18	
	PIONEER NATURAL RESOURCES	7,540	58.50	441,090.00	
	PITNEY BOWES INC	19,594	23.53	461,046.82	
	PLAINS EXPLORATION & PRODUCT	7,152	24.77	177,155.04	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	33,583	64.14	2,154,013.62	
	POLO RALPH LAUREN CORP	5,758	82.74	476,416.92	
	PPG INDUSTRIES INC	8,909	63.79	568,305.11	
	PPL CORPORATION	26,415	24.74	653,507.10	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	PRAXAIR INC	19,451	78.88	1,534,294.88	
	PRECISION CASTPARTS CORP	8,551	117.00	1,000,467.00	
	PRICE T ROWE GROUP INC	18,463	52.45	968,384.35	
	PRICELINE.COM INC	1,825	225.39	411,336.75	
	PRIDE INTERNATIONAL INC	8,258	26.77	221,066.66	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	20,608	27.67	570,223.36	
	PROCTER & GAMBLE CO	186,685	60.31	11,258,972.35	
	PROGRESS ENERGY INC	11,003	38.83	427,246.49	
	PROGRESSIVE CORP	46,881	19.55	916,523.55	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	28,063	58.15	1,631,863.45	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	34,134	30.70	1,047,913.80	
	PULTE GROUP INC	23,502	11.18	262,752.36	
	QUALCOMM	106,229	36.50	3,877,358.50	
	QUANTA SERVICES INC	13,523	19.67	265,997.41	
	QUEST DIAGNOSTICS	9,549	54.50	520,420.50	
	QUESTAR CORP	13,644	43.70	596,242.80	
	QWEST COMMUNI. INT'L	127,570	5.08	648,055.60	
	RALCORP HOLDINGS INC	3,259	61.01	198,831.59	
	RANGE RESOURCES CORP	12,122	43.85	531,549.70	
	RAYTHEON COMPANY	25,435	55.17	1,403,248.95	
	REGIONS FINL CORP	59,525	7.99	475,604.75	
	RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	7,182	54.06	388,258.92	
	REPUBLIC SERVICES INC	23,520	28.95	680,904.00	
	REYNOLDS AMERICAN INC	9,091	52.17	474,277.47	
	ROBERT HALF INTL INC	14,803	25.56	378,364.68	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	9,391	56.54	530,967.14	
	ROCKWELL COLLIN	9,217	60.15	554,402.55	
	ROPER INDUSTRIES INC	5,535	57.48	318,151.80	
	ROSS STORES INC	11,464	51.50	590,396.00	
	ROWAN COMPANIES INC	5,476	26.27	143,854.52	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	5,783	29.47	170,425.01	
	SAFEWAY INC	27,342	23.30	637,068.60	
	SAIC INC	25,708	17.54	450,918.32	
	SALESFORCE.COM INC	6,953	77.52	538,996.56	
	SANDISK CORP	10,986	37.50	411,975.00	
	SARA LEE CORP	38,199	13.44	513,394.56	
	SCANA CORP	10,661	36.78	392,111.58	
	SCHLUMBERGER	77,025	62.86	4,841,791.50	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	64,082	17.22	1,103,492.04	
	SEAGATE TECHNOLOGY	26,147	17.75	464,109.25	
	SEALED AIR CORP	7,400	20.58	152,292.00	
	SEARS HOLDINGS CORPORATION	3,100	105.23	326,213.00	
	SEMPRA ENERGY	13,381	46.44	621,413.64	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	7,549	75.95	573,346.55	
	SIGMA-ALDRICH	6,976	54.42	379,633.92	
	SLM CORP	24,967	11.04	275,635.68	
	SMITH INTERNATIONAL INC	15,332	41.88	642,104.16	
	SOUTHERN CO	48,091	33.92	1,631,246.72	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	5,575	12.39	69,074.25	
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	24,771	37.16	920,490.36	
	SPECTRA ENERGY CORP	43,626	21.29	928,797.54	
	SPRINT NEXTEL CORPORATION	205,733	3.84	790,014.72	
	SPX CORP	2,708	62.68	169,737.44	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	ST JUDE MEDICAL INC	24,710	37.15	917,976.50	
	STANLEY BLACK&DECKER	16,036	56.12	899,940.32	
	STAPLES INC	47,917	21.66	1,037,882.22	
	STARBUCKS CORP	48,635	25.45	1,237,760.75	
	STARWOOD HOTELS & RESORTS	12,446	46.99	584,837.54	
	STATE STREET CORP	33,026	41.34	1,365,294.84	
	STERICYCLE INC	4,579	55.53	254,271.87	
	STRYKER CORP	19,281	54.12	1,043,487.72	
	SUNOCO INC	9,912	29.11	288,538.32	
	SUNPOWER CORP-CLASS A	6,170	14.34	88,477.80	
	SUNTRUST BANKS	31,651	27.46	869,136.46	
	SUPERVALU INC	9,130	13.40	122,342.00	
	SYMANTEC CORP	48,161	15.61	751,793.21	
	SYNOPSIS INC	16,933	21.32	361,011.56	
	SYSCO CORP	41,749	29.43	1,228,673.07	
	TARGET (DAYTON HUDSON)	50,358	54.30	2,734,439.40	
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	25,038	18.30	458,195.40	
	TELEPHONE AND DATA SYSTEMS, INC	4,655	31.35	145,934.25	
	TERADATA CORP	18,128	29.41	533,144.48	
	TEXAS INSTRUMENTS	88,034	24.74	2,177,961.16	
	TEXTRON	11,892	20.38	242,358.96	
	THE WALT DISNEY CO	118,545	33.41	3,960,588.45	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	27,799	51.41	1,429,146.59	
	TIFFANY & CO	6,367	43.55	277,282.85	
	TIME WARNER CABLE-A	24,854	49.47	1,229,527.38	
	TIME WARNER INC	80,304	30.25	2,429,196.00	
	TJX COMPANIES INC	26,956	43.67	1,177,168.52	
	TOLL BROTHERS INC	13,598	20.70	281,478.60	
	TORCHMARK CORP	6,355	49.10	312,030.50	
	TRANSATLANTIC HOLDINGS INC	3,700	46.39	171,643.00	
	TRANSOCEAN LTD	21,907	68.01	1,489,895.07	
	TRAVELERS COS INC/THE	38,249	49.26	1,884,145.74	
	TYCO ELECTRONICS LTD	34,925	27.98	977,201.50	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	33,105	36.66	1,213,629.30	
	TYSON FOODS INC	18,584	18.62	346,034.08	
	ULTRA PETROLEUM CORP	12,456	43.49	541,711.44	
	UNION PACIFIC CORP	33,783	71.07	2,400,957.81	
	UNITED HEALTHCARE CORP	77,133	29.02	2,238,399.66	
	UNITED PARCEL SERVICE B	44,821	63.93	2,865,406.53	
	UNITED STATES STEEL CORP	10,830	52.22	565,542.60	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	56,661	69.46	3,935,673.06	
	UNUM GROUP	26,499	22.44	594,637.56	
	URS CORP	7,501	46.78	350,896.78	
	US BANCORP	129,110	25.15	3,247,116.50	
	VALERO ENERGY CORP	43,571	18.52	806,934.92	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	8,586	50.93	437,284.98	
	VERISIGN INC	20,216	24.95	504,389.20	
	VERIZON COMMUNICATIONS	182,268	28.19	5,138,134.92	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	10,915	35.91	391,957.65	
	VF CORP	6,032	78.89	475,864.48	
	VIACOM INC-CLASS B	38,693	32.26	1,248,236.18	
	VIRGIN MEDIA INC	19,536	15.67	306,129.12	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	VISA INC-CLASS A SHARES	29,351	82.29	2,415,293.79	
	VMWARE INC-CLASS A	3,534	56.44	199,458.96	
	VULCAN MATERIALS CO	9,076	51.08	463,602.08	
	WALGREEN CO	59,757	34.87	2,083,726.59	
	WAL-MART STORES	147,373	52.40	7,722,345.20	
	WASHINGTON POST -CL B	379	476.52	180,601.08	
	WASTE MANAGEMENT INC	31,640	32.86	1,039,690.40	
	WATERS CORP	5,383	66.11	355,870.13	
	WEATHERFORD INTL LTD	46,437	15.30	710,486.10	
	WELLPOINT INC	29,312	50.94	1,493,153.28	
	WELLS FARGO & CO	315,225	30.82	9,715,234.50	
	WESTERN DIGITAL CORP	12,687	38.34	486,419.58	
	WESTERN UNION CO	56,152	16.55	929,315.60	
	WEYERHAEUSER CO	12,597	44.67	562,707.99	
	WHIRLPOOL CORP	4,577	98.14	449,186.78	
	WHITE MOUNTAINS INSURANCE GP	1,216	321.96	391,503.36	
	WHOLE FOODS MKT INC	9,361	36.68	343,361.48	
	WILLIAMS COS	45,429	20.33	923,571.57	
	WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	8,355	31.81	265,772.55	
	WINDSTREAM CORP	25,612	10.22	261,754.64	
	WISCONSIN ENERGY CORP	7,242	50.18	363,403.56	
	WR BERKLEY CORP	12,367	26.46	327,230.82	
	WYNN RESORTS LTD	3,477	77.08	268,007.16	
	XCEL ENERGY INC	24,991	20.87	521,562.17	
	XEROX CORP	74,663	9.73	726,470.99	
	XILINX INC	26,445	24.44	646,315.80	
	XL CAPITAL LTD	24,000	17.26	414,240.00	
	XTO ENERGY INC	37,011	44.51	1,647,359.61	
	YAHOO	94,927	15.26	1,448,586.02	
	YUM BRANDS INC	30,516	39.61	1,208,738.76	
	ZIMMER HOLDINGS INC	13,295	58.50	777,757.50	
小計		20,462,166		664,462,387.14 (61,369,746.076)	
カナダドル	AGNICO-EAGLE MINES	11,282	65.53	739,309.46	
	AGRIUM INC	11,876	60.09	713,628.84	
	ATHABASCA OIL SANDS CORP	12,600	12.07	152,082.00	
	BANK MONTREAL	34,815	58.97	2,053,040.55	
	BANK NOVA SCOTIA	69,206	50.34	3,483,830.04	
	BARRICK GOLD CORP	58,102	44.70	2,597,159.40	
	BCE INC	19,827	30.50	604,723.50	
	BIOVAIL CORPORATION	4,923	16.46	81,032.58	
	BOMBARDIER B	76,905	5.04	387,601.20	
	BROOKFIELD ASSEST MANAGEMENT INC, CLASS-A	43,454	25.68	1,115,898.72	
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	19,426	15.41	299,354.66	
	CAE INC	39,723	9.35	371,410.05	
	CAMECO CORP	27,391	24.60	673,818.60	
	CANADIAN IMPERIAL BANK	25,417	70.97	1,803,844.49	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	31,527	58.16	1,833,610.32	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	35,692	72.00	2,569,824.00	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	5,346	52.43	280,290.78	
	CENOVUS ENERGY INC	52,541	27.49	1,444,352.09	
	CGI GROUP INC - CL A	16,719	14.90	249,113.10	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	CP RAILWAY LIMITED	9,120	56.45	514,824.00	
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	11,738	40.84	479,379.92	
	ELDORADO GOLD CORP	37,288	16.74	624,201.12	
	ENBRIDGE	24,955	48.59	1,212,563.45	
	ENCANA CORP	52,541	31.60	1,660,295.60	
	ENSIGN ENERGY SERVICES INC	19,559	13.31	260,330.29	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,439	371.93	535,207.27	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	5,505	69.49	382,542.45	
	FORTIS INC	10,050	25.78	259,089.00	
	GERDAU AMERISTEEL CORP	6,476	7.76	50,253.76	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	6,688	27.68	185,123.84	
	GOLDCORP INC	52,896	44.53	2,355,458.88	
	GREAT-WEST LIFECO INC	17,374	26.30	456,936.20	
	HUSKY ENERGY INC	22,863	26.74	611,356.62	
	IAMGOLD CORP	23,046	18.47	425,659.62	
	IGM FINANCIAL INC	8,085	40.05	323,804.25	
	IMPERIAL OIL	18,254	40.10	731,985.40	
	INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	12,121	35.37	428,719.77	
	INMET MINING CORPORATION	2,135	49.00	104,615.00	
	IVANHOE MINES LTD	17,000	15.40	261,800.00	
	KINROSS GOLD CORP	43,707	18.11	791,533.77	
	LOBLAW COMPANIES LTD	13,560	37.15	503,754.00	
	MAGNA INTERNATIONAL A	4,467	71.96	321,445.32	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	114,944	18.13	2,083,934.72	
	METRO INC -A	6,203	43.50	269,830.50	
	NATIONAL BANK OF CANADA	12,306	58.92	725,069.52	
	NEXEN INC	33,737	22.78	768,528.86	
	NIKO RESOURCES LTD	2,317	101.75	235,754.75	
	PETROBANK ENERGY & RESOURCES	5,800	47.19	273,702.00	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	20,822	104.54	2,176,731.88	
	POWER CORP OF CANADA	32,040	27.22	872,128.80	
	POWER FINANCIAL CORP	19,663	29.23	574,749.49	
	RESEARCH IN MOTION	36,232	67.83	2,457,616.56	
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	32,750	35.98	1,178,345.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	96,222	58.92	5,669,400.24	
	SAPUTO INC	12,443	27.49	342,058.07	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	22,343	18.93	422,952.99	
	SHERRITT INTERNATIONAL CORP	17,548	6.98	122,485.04	
	SHOPPERS DRUG MART CORP	12,366	36.51	451,482.66	
	SILVER WHEATON CORP	15,580	19.28	300,382.40	
	SINO-FOREST CORPORATION	5,455	17.06	93,062.30	
	SNC-LAVALIN GROUP INC	14,546	47.47	690,498.62	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	36,836	29.14	1,073,401.04	
	SUNCOR ENERGY	99,552	31.92	3,177,699.84	
	TALTSMAN ENERGY INC	72,957	16.79	1,224,948.03	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	31,360	36.34	1,139,622.40	
	TELUS CORPORATION -NON VOTE	17,177	37.53	644,652.81	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	THOMSON REUTERS CORP	24,748	37.74	933,989.52	
	TIM HORTONS INC	18,657	33.06	616,800.42	
	TORONTO-DOMINION BANK	57,704	71.92	4,150,071.68	
	TRANSALTA CORP	13,808	20.04	276,712.32	
	TRANSCANADA CORP	46,461	35.10	1,630,781.10	
	TRICAN WELL SERVICE LTD	10,603	11.53	122,252.59	
	VITERRA INC	34,567	7.94	274,461.98	
	YAMANA GOLD INC	56,928	11.07	630,192.96	
小計		2,052,314		70,539,105.00 (6,292,088,166)	
オーストラリアドル	AGL ENERGY LTD	28,437	14.69	417,739.53	
	ALUMINA LIMITED	88,029	1.58	139,085.82	
	AMCOR	88,785	6.48	575,326.80	
	AMP LTD	156,171	5.76	899,544.96	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	12,795	4.11	52,587.45	
	ARROW ENERGY LTD	22,912	4.81	110,206.72	
	ASCIANO GROUP	190,000	1.60	304,000.00	
	ASX LTD	11,501	31.60	363,431.60	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	160,923	21.90	3,524,213.70	
	AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	69,022	5.93	409,300.46	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK	9,635	9.21	88,738.35	
	BHP BILLITON LTD	224,348	37.50	8,413,050.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	116,753	2.47	288,379.91	
	BORAL LIMITED	41,963	5.65	237,090.95	
	BRAMBLES LTD	101,968	6.88	701,539.84	
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	5,372	10.87	58,393.64	
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	38,333	11.01	422,046.33	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	98,201	53.00	5,204,653.00	
	COMPUTERSHARE LIMITED	37,680	11.32	426,537.60	
	CROWN LTD	30,964	7.98	247,092.72	
	CSL LIMITED	44,929	33.19	1,491,193.51	
	CSR LIMITED	133,028	1.64	218,165.92	
	FAIRFAX MEDIA LTD	232,284	1.60	372,815.82	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	68,760	4.17	286,729.20	
	FOSTERS GROUP LTD	125,781	5.31	667,897.11	
	INCITEC PIVOT LTD	146,018	3.04	443,894.72	
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	132,776	3.69	489,943.44	
	INTOLL GROUP	122,870	1.07	132,085.25	
	LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	6,945	33.48	232,518.60	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	23,489	45.53	1,069,454.17	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	133,842	24.58	3,289,836.36	
	NEWCREST MINING LIMITED	30,054	31.49	946,400.46	
	NUFARM LTD	4,231	7.18	30,378.58	
	ONESTEEL LIMITED	97,681	3.31	323,324.11	
	ORICA LTD	25,297	26.30	665,311.10	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	53,123	15.26	810,656.98	
	OZ MINERALS LTD	219,000	1.04	227,760.00	
	PALADIN ENERGY LIMITED	69,601	3.70	257,523.70	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	72,702	2.53	183,936.06	
	QBE INSURANCE GROUP	63,539	20.51	1,303,184.89	
	RIO TINTO LTD	28,810	64.98	1,872,073.80	
	SANTOS	49,534	12.55	621,651.70	
	SIMS METAL MANAGEMENT LIMITED	9,732	20.75	201,939.00	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	SONIC HEALTHCARE LTD	28,774	13.02	374,637.48	
	SP AUSNET	374,271	0.87	325,615.77	
	SUNCORP-METWAY LIMITED	96,090	8.19	786,977.10	
	TABCORP HOLDINGS	36,079	6.47	233,431.13	
	TATTS GROUP LTD	68,739	2.37	162,911.43	
	TELSTRA CORP	294,127	3.00	882,381.00	
	TOLL HOLDINGS LIMITED	36,909	6.76	249,504.84	
	TRANSURBAN GROUP	66,950	4.92	329,394.00	
	WESFARMERS LIMITED	78,827	27.95	2,203,214.65	
	WESFARMERS LTD-PPP	5,050	28.08	141,804.00	
	WESTPAC BANKING	189,508	24.17	4,580,408.36	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	37,638	43.08	1,621,445.04	
	WOOLWORTHS LTD	86,833	26.94	2,339,281.02	
	WORLEYPARSONS LTD	8,741	24.78	216,601.98	
小計		4,836,354		53,469,241.66 (4,429,926,671)	
イギリスポンド	3I GROUP PLC	66,128	2.51	166,576.43	
	AMEC PLC	16,811	7.65	128,604.15	
	ANGLO AMERICAN PLC	86,987	25.01	2,175,979.80	
	ANTOFAGASTA PLC	19,564	8.70	170,304.62	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,157	9.18	276,841.26	
	ASTRAZENECA	92,816	27.72	2,572,859.52	
	AUTONOMY CORP PLC	15,441	16.50	254,776.50	
	AVIVA PIC	181,247	3.03	549,903.39	
	BAE SYSTEMS PLC	245,504	3.30	810,899.71	
	BARCLAYS	726,159	2.83	2,060,113.08	
	BG GROUP	222,461	10.17	2,262,428.37	
	BHP BILLITON PLC	142,212	18.64	2,651,542.74	
	BP PLC	1,207,264	5.53	6,687,035.29	
	BRITISH AIRWAYS	18,593	1.92	35,735.74	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	130,865	20.05	2,623,843.25	
	BRITISH SKY BROADCASTING	92,795	5.75	534,035.22	
	BT GROUP PLC	485,141	1.09	533,169.95	
	CABLE & WIRELESS WORLDWIDE	173,953	0.75	130,464.75	
	CAIRN ENERGY PLC	81,670	3.76	307,569.22	
	CAPITA GROUP PLC	59,867	7.70	461,275.23	
	CARNIVAL PLC	9,983	25.30	252,569.90	
	CENTRICA PLC	351,364	2.75	969,061.91	
	COBHAM PLC	81,313	2.37	192,955.74	
	COMPASS GROUP PLC	146,403	4.92	721,181.17	
	DIAGEO	157,525	10.54	1,660,313.50	
	DRAX GROUP PLC	33,208	3.42	113,604.56	
	EURASIAN NATURAL RESOURCES	14,320	10.06	144,059.20	
	EXPERIAN PLC	61,085	5.72	349,406.20	
	FIRSTGROUP PLC	28,507	3.57	101,798.49	
	FRESNILLO PLC	24,532	8.01	196,501.32	
	G4S PLC	83,681	2.53	212,298.69	
	GLAXOSMITHKLINE	337,323	11.48	3,874,154.65	
	HOME RETAIL GROUP	60,978	2.63	160,433.11	
	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1,141,962	6.29	7,189,792.75	
	ICAP PLC	60,261	3.41	205,851.57	
	IMPERIAL-TOBACCO GROUP	69,168	17.80	1,231,190.40	
	INMARSAT PLC	29,000	7.21	209,235.00	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	INTERCONTINENTAL HOTELS	14,581	10.28	149,892.68	
	INTERNATIONAL POWER PLC	127,632	3.00	383,534.16	
	INVENSYS PLC	40,482	2.95	119,462.38	
	INVESTEC PLC	17,043	4.65	79,284.03	
	KAZAKHMYS PLC	10,504	11.97	125,732.88	
	KINGFISHER PLC	159,840	2.21	353,246.40	
	LEGAL & GENERAL GROUP	411,506	0.75	311,098.53	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	2,441,343	0.53	1,306,850.90	
	LONDON STOCK EXCHANGE PLC	10,152	6.28	63,754.56	
	LONMIN PLC	7,466	16.85	125,802.10	
	MAN GROUP PLC	95,601	2.10	200,857.70	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	116,508	3.29	384,126.87	
	MORRISON SUPERMARKETS	119,539	2.57	308,291.08	
	NATIONAL GRID PLC	141,935	5.99	850,900.32	
	NEXT PLC	18,970	21.27	403,491.90	
	OLD MUTUAL PLC	308,777	1.06	330,082.61	
	PEARSON	48,984	9.47	464,123.40	
	PETROFAC LTD	14,000	10.23	143,220.00	
	PRUDENTIAL	168,874	5.43	916,985.82	
	RANDGOLD RESOURCES LTD	7,208	56.35	406,170.80	
	RECKITT BENCKISER PLC	39,491	32.18	1,270,820.38	
	REED ELSEVIER PLC	85,192	4.80	408,921.60	
	RESOLUTION LTD	160,000	0.66	106,240.00	
	REXAM	58,992	3.16	186,473.71	
	RIO TINTO PLC REG	90,504	31.27	2,830,512.60	
	ROLLS-ROYCE GROUP C SHR ENT	12,301,740	0.001	12,301.74	
	ROLLS-ROYCE GROUP PLC	136,686	5.48	749,039.28	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND	1,098,475	0.45	499,806.12	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	230,075	18.33	4,217,274.75	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	172,036	17.62	3,031,274.32	
	RSA INSURANCE GROUP PLC GRP	186,940	1.17	220,028.38	
	SABMILLER PLC	61,334	18.73	1,148,785.82	
	SAGE GROUP PLC	115,664	2.31	267,183.84	
	SAINSBURY (J) PLC	91,670	3.12	286,835.43	
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERG	57,346	10.58	606,720.68	
	SERCO GROUP PLC	31,787	6.02	191,357.74	
	SEVERN TRENT PLC	22,688	10.86	246,391.68	
	SHIRE PLC	46,042	14.01	645,048.42	
	SMITH & NEPHEW PLC	70,804	6.41	454,207.66	
	SMITHS GROUP PLC	26,047	10.54	274,535.38	
	STANDARD CHARTERED PLC	127,871	15.72	2,010,132.12	
	STANDARD LIFE PLC	135,711	1.83	248,758.26	
	TESCO	501,814	4.09	2,052,670.16	
	THOMAS COOK GROUP PLC	18,352	2.15	39,585.26	
	TOMKINS PLC	73,790	2.24	165,658.55	
	TULLOW OIL PLC	47,766	10.34	493,900.44	
	UNILEVER PLC	82,809	18.44	1,526,997.96	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	57,208	5.07	290,044.56	
	VEDANTA RESOURCES PLC	6,800	23.16	157,488.00	
	VODAFONE GROUP PLC	3,414,015	1.32	4,537,225.93	
	WHITBREAD PLC	22,168	13.56	300,598.08	
	WOLSELEY PLC	17,526	14.11	247,291.86	
	WPP PLC	92,790	6.35	589,680.45	
	XSTRATA PLC	126,188	10.09	1,273,236.92	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
小計		30,875,514		82,192,303.58 (11,258,701,744)	
スイスフラン	ABB LTD	155,706	19.62	3,054,951.72	
	ACTELION LTD-REG	6,648	40.98	272,435.04	
	ADECCO	12,284	56.95	699,573.80	
	BALOISE HOLDING AG	3,080	77.95	240,086.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	38,934	36.79	1,432,381.86	
	CREDIT SUISSE GROUP AG	74,820	44.50	3,329,490.00	
	GAM HOLDING LTD	13,317	11.75	156,474.75	
	GEBERIT AG-REG	2,657	172.70	458,863.90	
	GIVAUDAN-REG	650	889.50	578,175.00	
	HOLCIM LTD	18,465	74.40	1,373,796.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	13,317	32.23	429,206.91	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	4,055	105.10	426,180.50	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	8,085	16.39	132,513.15	
	LONZA GROUP AG-REG	4,895	78.50	384,257.50	
	NESTLE SA - REGISTERED	226,771	50.20	11,383,904.20	
	NOBEL BIOCARE HLDGS AG-REG	6,572	21.50	141,298.00	
	NOVARTIS	134,367	52.10	7,000,520.70	
	PARGESA HOLDING SA-BR	4,001	79.00	316,079.00	
	ROCHE HOLDING GENUSS	45,283	162.10	7,340,374.30	
	SGS SA	321	1,377.00	442,017.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,693	125.00	461,625.00	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	461	254.50	117,324.50	
	SWATCH GROUP AG(BEARER)	2,513	297.00	746,361.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,964	118.00	231,752.00	
	SWISS RE-REG	22,358	43.95	982,634.10	
	SWISSCOM	1,510	361.60	546,016.00	
	SYNGENTA AG	6,503	260.10	1,691,430.30	
SYNTHES INC	3,640	121.50	442,260.00		
UBS AG-REG	235,481	15.10	3,555,763.10		
ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	9,538	225.80	2,153,680.40		
小計		1,061,889		50,521,425.73 (4,227,127,690)	
香港ドル	BANK EAST ASIA	105,160	26.90	2,828,804.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	216,000	17.82	3,849,120.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS	100,000	92.00	9,200,000.00	
	CLP HOLDINGS	134,500	54.70	7,357,150.00	
	ESPRIT HOLDINGS LTD	69,474	49.55	3,442,436.70	
	HANG LUNG GROUP LTD	116,000	38.95	4,518,200.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	133,000	27.80	3,697,400.00	
	HANG SENG BANK	53,200	106.20	5,649,840.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	84,000	47.20	3,964,800.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	333,390	18.84	6,281,067.60	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	68,700	123.10	8,456,970.00	
	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	80,500	45.25	3,642,625.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	172,000	51.70	8,892,400.00	
	LI & FUNG	144,400	35.85	5,176,740.00	
	MONGOLIA ENERGY CO LTD	160,000	3.11	497,600.00	
	MTR CORP	135,000	27.00	3,645,000.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	190,000	13.00	2,470,000.00	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	NWS HOLDINGS LTD	73,000	13.10	956,300.00	
	PCCW LTD	190,000	2.27	431,300.00	
	SANDS CHINA LTD	130,000	11.36	1,476,800.00	
	SHANGRI-LA ASIA LTD	194,000	14.58	2,828,520.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	105,000	103.30	10,846,500.00	
	SWIRE PACIFIC A	63,500	85.00	5,397,500.00	
	WHARF HOLDINGS	132,000	40.50	5,346,000.00	
小計		3,182,824		110,853,073.30 (1,316,934,510)	
シンガポールドル	CAPITALAND LTD	160,500	3.63	582,615.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	67,000	10.46	700,820.00	
	COSCO CORP SINGAPORE LTD	27,000	1.55	41,850.00	
	DBS GROUP	110,000	14.36	1,579,600.00	
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	837,000	0.53	447,795.00	
	KEPPEL CORP LTD	123,000	8.96	1,102,080.00	
	NOBLE GROUP LTD	140,000	2.86	400,400.00	
	OCBC BANK	164,000	8.55	1,402,200.00	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	116,000	2.44	283,040.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	131,000	3.91	512,210.00	
	SINGAPORE AIRLINES	64,533	14.30	922,821.90	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	53,000	7.60	402,800.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	190,000	3.85	731,500.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	496,243	2.98	1,478,804.14	
	UNITED OVERSEAS BANK	99,000	18.72	1,853,280.00	
UOL GROUP LIMITED	67,300	3.62	243,626.00		
WILMAR INTERNATIONAL LTD	59,000	6.60	389,400.00		
小計		2,904,576		13,074,842.04 (871,699,718)	
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	40,671	7.95	323,334.45	
	TELECOM CORP NEW ZEALAND	100,769	2.13	214,637.97	
小計		141,440		537,972.42 (35,619,153)	
スウェーデンクローナ	ALFA LAVAL AB	26,923	98.65	2,655,953.95	
	ASSA ABLOY B	20,871	151.90	3,170,304.90	
	ATLAS COPCO A	71,608	104.80	7,504,518.40	
	ELECTROLUX AB-SER B	15,899	170.00	2,702,830.00	
	ERICSSON (LM) B	197,401	76.95	15,190,006.95	
	HENNES & MAURITZ B	34,318	433.00	14,859,694.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	21,801	47.60	1,037,727.60	
	INVESTOR AB-B SHS	29,092	122.50	3,563,770.00	
	KINNEVIK INVESTMENT AB-B	14,033	115.25	1,617,303.25	
	LUNDIN PETROLEUM AB	30,081	37.87	1,139,167.47	
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	3,678	599.00	2,203,122.00	
	NORDEA BANK AB	231,900	60.30	13,983,570.00	
	RATOS AB-B SHS	6,568	192.00	1,261,056.00	
	SANDVIK AB	76,861	91.60	7,040,467.60	
	SCA SV CELLULOSA B	29,385	85.90	2,524,171.50	
	SECURITAS B	16,078	69.60	1,119,028.80	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	87,952	40.50	3,562,056.00	
	SKANSKA B	30,732	110.50	3,395,886.00	
	SSAB AB-A SHS	8,042	121.20	974,690.40	
	SSAB AB-B SHS	7,164	106.40	762,249.60	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	SVENSKA HANDELSBK A	30,120	183.00	5,511,960.00	
	SWEDBANK AB-A	30,975	66.00	2,044,350.00	
	SWEDISH MATCH AB	22,946	156.00	3,579,576.00	
	TELE2 AB-B SHS	16,095	110.80	1,783,326.00	
	TELIASONERA AB	157,677	44.76	7,057,622.52	
	VOLVO A	40,798	77.75	3,172,044.50	
	VOLVO B	58,656	80.50	4,721,808.00	
小計		1,317,654		118,138,261.44 (1,437,742,641)	
ノルウェークローネ	DNB NOR ASA	59,683	62.05	3,703,330.15	
	NORSK HYDRO	74,592	40.54	3,023,959.68	
	ORKLA	48,060	45.62	2,192,497.20	
	RENEWABLE ENERGY CORP AS	8,799	17.29	152,134.71	
	RENEWABLE ENERGY CORP AS-RIGHTS	4,399	5.99	26,350.01	
	SEADRILL LTD	15,470	137.80	2,131,766.00	
	STATOIL ASA	76,867	134.20	10,315,551.40	
	TELENOR ASA	52,815	78.10	4,124,851.50	
	YARA INTERNATIONAL ASA	11,453	196.80	2,253,950.40	
小計		352,138		27,924,391.05 (416,631,914)	
デンマーククローネ	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	39	41,300.00	1,610,700.00	
	A P MOLLER-MAERSK AIS	72	42,210.00	3,039,120.00	
	CARLSBERG AS-B	6,802	414.10	2,816,708.20	
	DANSKE BANK A/S	37,439	117.40	4,395,338.60	
	NOVO NORDISK A/S-B	31,748	450.00	14,286,600.00	
	NOVOZYMES A/S	3,520	606.50	2,134,880.00	
	VESTAS WIND SYSYEMS	15,093	292.30	4,411,683.90	
	WILLIAM DEMANT HOLDING	2,057	358.40	737,228.80	
小計		96,770		33,432,259.50 (532,575,893)	
ユーロ	ABERTIS INFRASTRUCTURAS	30,766	11.63	357,808.58	
	ACCIONA SA	1,849	65.02	120,221.98	
	ACCOR	10,500	37.93	398,265.00	
	ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	13,951	30.89	430,946.39	
	ADIDAS AG	12,936	40.22	520,285.92	
	ADP	3,832	55.70	213,442.40	
	AEGON	91,751	4.62	424,256.62	
	AEM SPA	155,506	1.16	181,164.49	
	AGEAS	156,334	1.76	275,147.84	
	AHOLD (KON.)	84,369	9.61	811,376.67	
	AIR FRANCE-KLM	5,870	9.96	58,506.29	
	AIR LIQUIDE	15,412	80.43	1,239,587.16	
	AKZO NOBEL	15,016	40.98	615,430.76	
	ALCATEL-LUCENT	122,138	1.98	241,833.24	
	ALLIANZ SE-REG	29,911	76.67	2,293,276.37	
	ALPHA BANK	27,197	4.87	132,449.39	
	ALSTOM RGPT	14,834	39.62	587,723.08	
	ANGLO IRISH BANK CORP PLC	45,054	0.00	0.00	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV	45,838	36.00	1,650,397.19	
	ARCELORMITTAL	58,950	26.52	1,563,354.00	
	ASML HOLDING NV	30,266	23.40	708,224.40	
	ASSICURAZIONI GENERALI	70,978	13.89	985,884.42	
	ATLANTIA SPA	22,274	14.78	329,209.72	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	ATOS ORIGIN	5,184	35.36	183,306.24	
	AXA	110,763	11.82	1,309,218.66	
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	152,990	0.87	133,636.76	
	BANCA POPOLARE DI MILANO	23,667	3.48	82,420.32	
	BANCO BILBAO VIZCAYA	235,630	8.03	1,892,344.53	
	BANCO DE SABADELL SA	73,419	3.48	255,498.12	
	BANCO ESPIRITO SANTO-REG	48,447	3.03	147,181.98	
	BANCO POPOLARE SPA	51,421	4.08	210,183.33	
	BANCO POPULAR ESPANOL	52,378	4.30	225,696.80	
	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO SA	544,793	7.71	4,200,354.03	
	BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	66,301	3.72	246,639.72	
	BASF SE	61,227	41.00	2,510,307.00	
	BAYER	51,441	45.24	2,327,448.04	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	24,782	35.48	879,265.36	
	BEIERSDORF AG	7,607	41.32	314,359.27	
	BELGACOM	10,340	24.31	251,365.40	
	BIOMERIEUX	2,565	80.36	206,123.40	
	BNP PARIBAS	60,188	43.93	2,644,058.84	
	BOUYGUES ORD	14,266	31.98	456,298.01	
	BRISA	29,730	4.99	148,352.70	
	BUREAU VERITAS SA	3,882	39.78	154,445.37	
	CAP GEMINI SA	10,890	35.92	391,168.80	
	CARREFOUR	42,305	33.04	1,397,968.72	
	CASINO GUICHARD PERRACHON	3,113	59.38	184,849.94	
	CELESIO AG	11,471	22.43	257,351.88	
	CHRISTIAN DIOR	4,084	73.61	300,623.24	
	CIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE	8,365	19.69	164,706.85	
	CNP ASSURANCES	1,483	57.95	85,939.85	
	CNP -CIE NATL A PORTEFEUILLE	2,944	34.95	102,892.80	
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	10,048	17.50	175,840.00	
	COLRUYT SA	704	179.85	126,614.40	
	COMMERZBANK AG	60,719	5.70	346,462.61	
	CREDIT AGRICOLE SA	70,644	9.06	640,034.64	
	CRH	46,028	17.75	816,997.00	
	CRITERIA CAIXACORP SA	78,496	3.42	269,162.78	
	DAIMLER AG	61,126	35.85	2,191,367.10	
	DANONE (GROUPE)	36,233	40.16	1,455,117.28	
	DASSAULT SYSTEMES SA	4,239	45.61	193,340.79	
	DELHAIZE GROUP	5,962	60.37	359,925.94	
	DEUTSCHE BANK NAMEN	40,627	45.80	1,860,716.60	
	DEUTSCHE BOERSE	13,721	52.01	713,629.21	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	13,444	11.28	151,715.54	
	DEUTSCHE POST AG-REG	59,428	11.17	664,107.90	
	DEUTSCHE POSTBANK AG	3,844	22.69	87,239.58	
	DEUTSCHE TELEKOM	172,505	8.55	1,474,917.75	
	DEXIA	38,440	3.30	126,852.00	
	E.ON AG	122,993	24.66	3,033,007.38	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	EFG EUROBANK ERGASIAS	15,905	4.81	76,503.05	
	ELAN CORPORATION PLC	33,000	4.62	152,460.00	
	ELECTRICITE DE FRANCE	14,088	37.29	525,341.52	
	ELISA A	17,883	13.08	233,909.64	
	ENAGAS	21,654	13.63	295,144.02	
	ENEL	417,607	3.54	1,480,416.81	
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	130,587	2.59	339,003.85	
	ENI	172,756	15.31	2,644,894.36	
	ERAMET	276	228.00	62,928.00	
	ERSTE GROUP BANK AG	12,153	28.00	340,284.00	
	ESSILOR INTERNATIONAL	16,454	44.90	738,784.60	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	34,952	13.55	473,774.36	
	FERROVIAL SA	29,008	5.51	160,066.14	
	FIAT ORD	50,706	8.43	427,451.58	
	FINMECCANICA SPA	36,873	8.67	319,688.91	
	FORTUM OYJ	33,799	17.87	603,988.13	
	FRANCE TELECOM	122,573	15.14	1,855,755.22	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO KGAA	13,845	38.86	538,016.70	
	FRESENIUS SE-PFD	5,950	50.34	299,523.00	
	FUGRO NV-CVA	2,322	44.26	102,783.33	
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	17,343	8.08	140,148.78	
	GAS NATURAL SDG SA	15,954	11.54	184,109.16	
	GDF SUEZ	82,365	24.08	1,983,761.02	
	GEA GROUP AG	7,328	14.78	108,344.48	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	7,233	57.18	413,582.94	
	GROUPE EUROTUNNEL SA - REGR	30,813	6.14	189,191.82	
	HEIDELBERGCEMENT AG	9,700	42.37	411,037.50	
	HEINEKEN HOLDING NV	6,244	29.01	181,169.66	
	HEINEKEN NV	17,641	33.62	593,178.62	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	15,126	7.87	119,041.62	
	HENKEL AG & CO KGAA	13,069	31.27	408,732.97	
	HENKEL AG & CO KGAA -PFD	9,404	36.87	346,772.50	
	HERMES INTERNATIONAL	2,942	100.00	294,200.00	
	HOCHTIEF AG	1,512	54.85	82,933.20	
	IBERDROLA RENOVABLES	59,082	2.68	158,694.25	
	IBERDROLA SA	239,416	5.10	1,221,739.84	
	ILIAD SA	2,551	73.65	187,881.15	
	IMMOFINANZ AG	64,000	2.61	167,040.00	
	INDITEX	15,717	42.71	671,273.07	
	INFINEON TECHNOLOGIES	76,000	4.53	344,356.00	
	ING GROEP	237,928	5.51	1,312,172.92	
	INTESA SANPAOLO	476,488	2.00	956,549.66	
	INTESA SANPAOLO-RNC	107,572	1.67	179,752.81	
	IPSEN	4,764	32.87	156,616.50	
	JERONIMO MARTINS	20,724	6.73	139,555.41	
	K+S AG	12,064	40.64	490,280.96	
	KBC GROEP NV	14,067	27.06	380,653.02	
	KERRY GROUP PLC-A	10,002	22.15	221,634.31	
	KESKO OYJ-B SHS	5,286	26.21	138,546.06	
	KONE OYJ-B	6,847	30.71	210,271.37	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	KONINKLIJKE DSM NV	9,150	31.01	283,741.50	
	KPN (KON.)	104,286	10.49	1,093,960.14	
	LAFARGE (FRANCE)	14,579	47.19	687,983.01	
	LAGADERE S.C.A	6,212	25.80	160,269.60	
	LINDE AG	9,219	82.31	758,815.89	
	LOREAL	15,149	71.37	1,081,184.13	
	LVMH	15,977	79.51	1,270,331.27	
	MAN SE	6,052	63.65	385,209.80	
	MARFIN INVESTMENT GROUP SA	33,441	1.33	44,476.53	
	MEDIASET	48,203	5.26	253,788.79	
	MEDIOBANCA	53,354	5.76	307,585.81	
	MEDIOLANUM SPA	20,848	3.34	69,684.44	
	MERCK KGAA	5,011	59.53	298,304.83	
	METRO STAMM	7,976	40.72	324,822.60	
	METSO OYJ	7,437	24.29	180,644.73	
	MICHELIN	9,468	51.06	483,436.08	
	MUENCHENER RUECKVERSICH.	11,829	101.00	1,194,729.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	41,344	10.36	428,323.84	
	NEOPOST SA	2,617	56.34	147,441.78	
	NESTE OIL OYJ	17,330	11.13	192,882.90	
	NOKIA CORP	232,446	8.35	1,940,924.10	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	6,383	17.43	111,255.69	
	OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-A	5,243	26.83	140,669.69	
	OMV AG	7,607	24.34	185,154.38	
	OPAP SA	15,018	12.60	189,226.80	
	OUTOKUMPU OYJ	5,782	13.62	78,750.84	
	PARMALAT SPA	81,884	1.85	152,058.58	
	PERNOD-RICARD	12,532	60.07	752,797.24	
	PEUGEOT SA	9,596	19.24	184,627.04	
	PHILIPS ELECTRS (KON.)	65,341	22.99	1,502,189.59	
	PIRAEUS BANK S.A.	29,764	4.72	140,486.08	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	5,137	35.58	182,774.46	
	PORTUGAL TELECOM	44,165	6.48	286,189.20	
	PPR	3,957	93.88	371,483.16	
	PRYSMIAN SPA	4,973	11.82	58,780.86	
	PUBLICIS GROUPE	8,802	31.63	278,451.27	
	PUMA AG	387	226.95	87,829.65	
	QIAGEN N.V.	14,531	16.63	241,723.18	
	RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	2,570	31.09	79,901.30	
	RANDSTAD HOLDING NV	7,218	35.97	259,631.46	
	RAUTARUUKKI OYJ	4,353	13.70	59,636.10	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	9,972	33.13	330,372.36	
	REED ELSEVIER NV	36,091	8.47	305,762.95	
	RENAULT SA	11,236	30.99	348,259.82	
	REPSOL YPF	49,615	15.54	771,017.10	
	RWE STAMM	29,320	58.17	1,705,544.40	
	SACYR VALLEHERMOSO SA	4,392	4.43	19,478.52	
	SAFRAN SA	20,436	19.33	395,027.88	
	SAINT-GOBAIN	24,431	31.63	772,752.53	
	SAIPEM	24,574	25.57	628,357.18	
	SALZGITTER AG	1,792	55.48	99,420.16	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
	SAMPO OYJ-A SHS	34,106	16.46	561,384.76	
	SANOFI-AVENTIS SA	67,660	48.50	3,281,510.00	
	SAP AG	58,514	34.60	2,024,584.40	
	SBM OFFSHORE NV	20,235	13.25	268,113.75	
	SCHNEIDER ELECTRIC	14,544	75.62	1,099,817.28	
	SCOR SE	10,315	16.78	173,085.70	
	SES	21,822	16.14	352,207.08	
	SIEMENS	56,026	68.25	3,823,774.50	
	SNAM RETE GAS	92,218	3.38	311,927.38	
	SOCIETE GENERALE	38,798	32.77	1,271,410.46	
	SODEXO	9,982	43.41	433,318.62	
	SOLARWORLD AG	3,722	9.55	35,545.10	
	SOLVAY SA	3,621	67.85	245,684.85	
	STMICROELECTRONICS	39,816	6.33	252,114.91	
	STORA ENSO OYJ R	46,822	5.28	247,220.16	
	SUEDZUCKER AG	10,861	14.22	154,497.72	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	25,590	15.10	386,409.00	
	TECHNIP S.A.	6,558	52.88	346,787.04	
	TELECOM ITALIA ORD	679,072	0.93	633,913.71	
	TELECOM ITALIA RNC	457,591	0.78	360,581.70	
	TELEFONICA	280,371	15.36	4,306,498.56	
	TELEKOM AUSTRIA AG	22,811	9.17	209,176.87	
	TENARIS SA	27,528	14.41	396,678.48	
	TERNA SPA	89,251	2.91	260,389.79	
	THALES SA	5,087	26.72	135,924.64	
	THYSSEN KRUPP	20,680	22.59	467,161.20	
	TNT NV	23,865	20.19	481,834.35	
	TOTAL SA	134,808	37.37	5,037,774.96	
	UCB (GROUPE)	6,442	25.71	165,623.82	
	UMICORE	8,305	24.41	202,766.57	
	UNICREDIT SPA	1,122,804	1.62	1,829,047.71	
	UNILEVER NV-CVA	103,611	21.59	2,236,961.49	
	UNIONE DI BANCHE ITALIANE SC	47,684	8.05	383,856.20	
	UPM KYMMENE CORP	42,407	9.42	399,473.94	
	VALLOUREC	4,146	134.75	558,673.50	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	23,686	21.67	513,275.62	
	VINCI S.A.	31,042	36.56	1,135,050.73	
	VIVENDI	75,543	16.81	1,270,255.54	
	VOESTALPINE AG	14,209	24.00	341,016.00	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	9,866	67.31	664,080.46	
	VOLKSWAGEN STAMM	1,456	65.00	94,640.00	
	WACKER CHEMIE AG	820	100.60	82,492.00	
	WARTSILA OYJ	5,704	33.80	192,795.20	
	WOLTERS KLUWER	25,934	14.41	373,838.61	
	ZARDOYA OTIS SA	8,625	10.26	88,492.50	
小計		11,445,570		134,953,602.29 (16,004,147,695)	
合計		78,729,209		(108,192,941,871)	

- (注1) 各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。  
(注2) 合計欄における( )内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。  
(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 539 銘柄	100.0%	56.8%
カナダドル	株式 74 銘柄	100.0%	5.8%
ユーロ	株式 216 銘柄	100.0%	14.8%
イギリスポンド	株式 91 銘柄	100.0%	10.4%
スイスフラン	株式 30 銘柄	100.0%	3.9%
スウェーデンクローナ	株式 27 銘柄	100.0%	1.3%
ノルウェークローネ	株式 9 銘柄	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	株式 8 銘柄	100.0%	0.5%
オーストラリアドル	株式 57 銘柄	100.0%	4.1%
ニュージーランドドル	株式 2 銘柄	100.0%	0.03%
香港ドル	株式 24 銘柄	100.0%	1.2%
シンガポールドル	株式 17 銘柄	100.0%	0.8%

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	CARNIVAL CORP	28,547.00	1,047,103.96	
	小計		28,547.00	1,047,103.96 (96,710,521)	
	カナダドル	CANADIAN OIL SANDS TRUST	15,270.00	434,431.50	
		ENERPLUS RESOURCES FUND	10,868.00	252,898.36	
		PENN WEST ENERGY TRUST	32,464.00	603,181.12	
小計		58,602.00	1,290,510.98 (115,113,579)		
投資信託受益証券計				(211,824,100)	
投資証券	アメリカドル	AMB PROPERTY CORP	6,586.00	167,745.42	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	37,804.00	597,303.20	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,328.00	520,758.72	
		BOSTON PROPERTIES	11,277.00	858,066.93	
		DUKE REALTY CORP	10,100.00	129,078.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	15,267.00	663,045.81	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	5,758.00	423,385.74	
		HCP INC	19,972.00	619,531.44	
		HEALTH CARE REIT INC	5,100.00	206,805.00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	42,816.00	631,107.84	
		KIMCO REALTY CORP	38,050.00	571,130.50	
		PLUM CREEK TIMBER COMMON	13,105.00	487,506.00	
		PROLOGIS	29,000.00	322,770.00	
		PUBLIC STORAGE	9,770.00	908,219.20	
		REGENCY CENTERS CORP	4,899.00	190,767.06	
		SIMON PROPERTY GROUP	21,947.00	1,880,418.96	
	VENTAS INC	7,622.00	346,267.46		
	VORNADO REALTY TRUST	12,799.00	979,635.46		
	小計		297,200.00	10,503,542.74 (970,107,207)	
	オーストラリアドル	GOODMAN GROUP	419,000.00	276,540.00	
GPT GROUP		429,235.00	233,933.07		
LEND LEASE GROUP		20,613.00	160,163.01		
MIRVAC GROUP		141,866.00	191,519.10		
STOCKLAND		193,339.00	742,421.76		
WESTFIELD GROUP		158,199.00	1,967,995.56		
小計		1,362,252.00	3,572,572.50 (295,987,631)		
イギリスポンド	BRITISH LAND CO PLC	74,861.00	315,688.83		

種類	通貨	銘柄	口数(口)	評価額	備考
	小計	HAMMERSON PLC	77,739.00	264,390.33	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	40,984.00	242,420.36	
		LIBERTY INTERNATIONAL PLC	35,499.00	160,348.98	
			229,083.00	982,848.50 (134,630,587)	
	香港ドル	LINK REIT	125,500.00	2,389,520.00	
	小計		125,500.00	2,389,520.00 (28,387,497)	
	ユーロ	KLEPIERRE	4,974.00	113,407.20	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	5,576.00	677,205.20	
	小計		10,550.00	790,612.40 (93,758,724)	
	投資証券計				(1,522,871,646)
合計				(1,734,695,746)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計欄における( )内の金額は、各通貨の邦貨換算額合計の数字であります。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1 銘柄	9.1%	-	61.5%
	投資証券 18 銘柄	-	90.9%	
カナダドル	投資信託受益証券 3 銘柄	100.0%	-	6.6%
ユーロ	投資証券 2 銘柄	100.0%	-	5.4%
イギリスポンド	投資証券 4 銘柄	-	100.0%	7.8%
オーストラリアドル	投資証券 6 銘柄	-	100.0%	17.1%
香港ドル	投資証券 1 銘柄	-	100.0%	1.6%

2) 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3) デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載していますので、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成 22 年 5 月 31 日現在)

資産総額	9,410,970,920 円
負債総額	35,829,025 円
純資産総額 ( - )	9,375,141,895 円
発行済口数	15,163,767,627 口
1 口当たり純資産額 ( / )	0.6183 円

(参考情報)

住信 外国株式インデックス マザーファンド

資産総額	121,813,315,354 円
負債総額	8,131,298,623 円
純資産総額 ( - )	113,682,016,731 円
発行済口数	133,737,897,348 口
1 口当たり純資産額 ( / )	0.8500 円

第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	受益権総口数(口)
第1期計算期間 (平成20年1月9日～平成20年5月12日)	948,718,273	67,123,492	881,594,781
第2期計算期間 (平成20年5月13日～平成20年11月10日)	3,375,799,863	354,380,131	3,903,014,513
第3期計算期間 (平成20年11月11日～平成21年5月11日)	5,401,253,112	1,071,718,785	8,232,548,840
第4期計算期間 (平成21年5月12日～平成21年11月10日)	6,631,171,131	2,079,027,842	12,784,692,129
第5期計算期間 (平成21年11月11日～平成22年5月10日)	4,320,024,813	2,500,316,835	14,604,400,107

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。



住信アセットマネジメント